

各府省庁説明資料

内閣府	P 1 ~ P 7
総務省	P 8 ~ P 10
文部科学省	P 11 ~ P 17
厚生労働省	P 18 ~ P 23
農林水産省	P 24 ~ P 25
経済産業省	P 26 ~ P 39
経済産業省中小企業庁	P 40 ~ P 48
国土交通省	P 49 ~ P 63

內閣府
説明資料

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度予算額 1,000億円（29年度予算額 1,000億円）

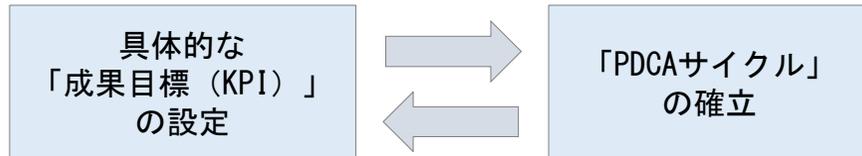
事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



対象事業・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
- 例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

①ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上（上限8割未満）になる事業であっても申請可能。

②横展開タイプの交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円（29年度：6.0億円）
	横展開	2.0億円（29年度：1.5億円）
【市区町村】	先駆	4.0億円（29年度：4.0億円）
	横展開	1.4億円（29年度：1.0億円）

③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し

- ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

認定中心市街地基本計画における地方創生推進交付金の活用状況
(85認定自治体中、25自治体において活用)

(H30. 4時点)

市町村	人口(万人)	地方創生推進交付金活用事業	事業期間
鶴岡市	12.9	(事業名)鶴岡まちづくりブランディング事業(①まちづくりセンター整備事業、②若者ディレクション事業) (内容)①鶴岡まちづくりのブランド化(情報発信)、②まちづくりセンターを拠点としたまちづくりの人材育成、講座等の開催	H28～31
		(事業名)移住・定住促進事業 (内容)移住希望者お試し住宅利用事業、移住コーディネーターによる相談事業	H28～30
		(事業名)鶴岡型DMO育成支援事業 (内容)DMOの設立・運営	H29～31
		(事業名)インバウンド観光推進事業(城下町をテーマとする外国人観光誘客) (内容)①情報発信・プロモーションの実施	H29～
酒田市	10.8	(事業名)産業振興まちづくりセンター(仮称)整備・運営 (内容)企業間の交流を図る拠点の整備運営	H29～31
上山市	3.1	(事業名)三市連携DMO推進事業 (内容)三市連携によるDMOを組織し、温泉・自然・農産物等の地域資源を活用した旅行商品の開発・販売、特産品の販路拡大を進める。	H27～32
長井市	2.7	(事業名)タス再生整備事業 (内容)タスピルの機能再配置の検討及び整備	H28～30
福島市	28.5	(事業名)中心市街地活性化支援バス社会実験 (内容)周遊バスの社会実験	H28～31
高崎市	37.5	(事業名)高崎アートインキュベーション推進事業 (内容)商業施設、公共施設等を活用し、高崎発信型の芸術創造を展開する。	H28～30
富山市	41.8	(事業名)中心市街地における公共施設跡地活用事業 (内容)旧総曲輪小学校跡地や旧図書館本館跡地など、中心市街地内の公共施設跡地の利活用を推進する	H29～32
		(事業名)高齢者人材活用推進事業 (内容)65歳以上の高齢者に向けて人材バンクの設置や求人企業への紹介を行うほか、企業が求める人材情報を収集し、人材発掘等を行う	H29～32
高岡市	17.2	(事業名)リノベーションまちづくり事業 (内容)リノベーションの手法を学ぶスクールの開催等	H29～31
金沢市	46.6	(事業名)建築文化拠点施設整備事業 (内容)連綿と受け継がれてきた本市の質の高い建築文化を国内外に永続的に発信する拠点を整備します。	H29～31
		(事業名)金澤町家情報館運営事業 (内容)金澤町家の保全及び活用と定住促進を支援するための総合窓口・情報発信拠点を運営します。	H29～32
		(事業名)金澤町家流通促進事業 (内容)金澤町家の再生活用を推進するため、金澤町家の外観調査を行うとともに、金澤町家情報バンク、不動産業者を対象としたセミナーの実施等を行います。	H29～32
		(事業名)KOGEIかなざわ開催事業 (内容)本市の歴史と文化を象徴する産業である「工芸」をテーマとしたイベントを開催します。	H29～32
		(事業名)加賀百万石「金沢城四季物語」開催事業 (内容)金沢城公園及び兼六園を中心として、四季を通じた折々のライトアップイベント等を開催します。	H29～32
		(事業名)夜のにぎわい創出・発信事業 (内容)夜間において、プロジェクションマッピングや、歴史文化施設などのライトアップの実施や文化施設での夜間イベントを開催します。	H29～32
越前市	8.2	(事業名)「ちひろの生まれた家」記念館運営事業 (内容)日本を代表する絵本画家「いわさきちひろ」の生家である記念館を運営	H28～33
大垣市	16.2	(事業名)芭蕉元録大垣食の祭典事業 (内容)大垣めしグランプリを通じて誘客促進を図る。	H29～
		(事業名)観光客誘客促進事業 (内容)エージェントへの観光PR活動を行う。	H29～

市町村	人口(万人)	地方創生推進交付金活用事業	事業期間
高山市	9.2	(事業名)インキュベーション推進事業 (内容)産業振興を軸としたまちづくりの推進役となる人材の育成や起業家や居住者を支援するため、関係機関の連携による相談・支援ネットワークを構築し、受入体制を強化するとともに、新たな業種・職種の創出等を図るためインキュベーション施設を整備する。	H28～31
静岡市	70.5	(事業名)生涯活躍のまち静岡推進事業 (内容)生涯活躍のまちの核である地域交流拠点への(仮称)しずおかシニアコンシェルジュの配置、東京・有楽町の移住支援センターと連携した移住シニアや市外在住の移住希望シニアへの支援、地域に居住するシニアの社会参加の支援等	H28～30
藤枝市	14.4	(事業名)大学を核に、情報ビジネスで人の流れをつくる藤枝”活動・交流都心”創造計画(大学駅前キャンパス・藤枝市産学官連携推進センター活動交流促進事業) (内容)大学駅前キャンパスと一体的に整備する藤枝市産学官連携推進センターを拠点にした、情報ビジネスの創出、人材育成、雇用マッチング等の実施	H29～31
		(事業名)産学官連携情報ビジネス創造事業 (内容)企業と学生の情報ビジネス研究・実証実験の実施、インターン・雇用・就職のワンストップ窓口の開設	H29～31
		(事業名)ビジネス・アクティブラーニング事業 (内容)学生や起業希望者などの情報ビジネス体験学習等の実施	H29～31
		(事業名)ビジネス・まちづくりセミナー開催事業 (内容)学生や市民向けのビジネス啓発セミナーの開催	H29～31
		(事業名)食メディア研究展開事業 (内容)産学官連携推進センター食メディアラボによる、地産池消・食育の共同研究の実施、公開講座の開催、ICTを活用した食情報の発信	H29～31
		(事業名)まちづくりデザイン研究展開事業 (内容)産学官による街なか魅力創造事業の開催、アーバンデザイン等の調査・研究・実施	H29～31
		(事業名)情報メディア研究展開事業 (内容)CATV新サテライトスタジオの設置、映像コンテンツ制作・発信等	H30～31
		(事業名)トライアルスペース開設・運営事業 (内容)複合商業施設「BiVi藤枝」内へのチャレンジショップ(共同店舗区画スペース)の開設と運営	H29～31
		(事業名)街なかストックリノベーション事業 (内容)空き店舗等の活用促進のためのワークショップ(リノベーションスクール)の開催、リノベーション店舗開設の実証実験の実施	H30～31
		(事業名)地元企業ICT 導入促進事業 (内容)地元企業に向けたICT活用説明会の開催、ICT 導入診断等により、産業のICT 化を促進	H29～32
		(事業名)ICT 活用エキスパート養成事業 (内容)高校生～社会人を対象に実践的なICT教育の講座を開設し即戦力で活躍できる人材を育成	H29～31
		(事業名)藤枝クラウドソーシング運営事業 (内容)独自のクラウドソーシングシステムの構築・運営と、仕事の担い手となるワーカーの育成を実施	H29～32
		(事業名)エコミックガーデニング推進事業 (内容)産学官金で構成する協議会との連携やエコミックガーデニング支援センター「エフドア」でのビジネスに関する相談や情報提供、セミナーなどを実施	H29～30
(事業名)街なかシェアサイクル構築事業 (内容)駅周辺及び市内主要拠点におけるIoT を活用した次世代レンタルサイクルシステム整備	H29～31		
草津市	12.7	(事業名)くさつ健幸ウォーク (内容)草津川跡地公園イベント広場を拠点とした、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できるウォーキングイベント	H29～30
		(事業名)草津跡地公園健幸ウォーキング&ランニング事業 (内容)子どもや働く世代、高齢者等多世代をターゲットにした健康イベント	H29～30

市町村	人口(万人)	地方創生推進交付金活用事業	事業期間
高槻市	35.4	(事業名) 中心市街地まちあるき事業 (内容) 中心市街地の名所や店舗等を回遊する体験型観光イベント	H29～30
鳥取市	19	(事業名) リノベーションまちづくり事業 (内容) リノベーション手法による有休不動産の利活用	H29～31
松江市	20.9	(事業名) 中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構事業 (内容) 中海・宍道湖・大山圏域で連携し、国内外の誘客対策や圏域観光の魅力アップを図る。	H29～32
		(事業名) 中海・宍道湖・大山圏域産学・医工連携事業 (内容) 中海・宍道湖・大山圏域の自治体、事業者、病院、国立大学医学部などで行われている産学・医工連携の取組を推進する。	H29～32
江津市	2.5	(事業名) GOつくる大学 (内容) 市民向けの学びの場の提供	H29～31
津山市	10.6	(事業名) トライアルステイ「お試し住宅」促進事業 (内容) 津山市への移住希望者の円滑な移住定住を図ることを目的に、津山市の生活環境の体験、住まい探しや仕事探しを行うことができるよう、拠点となるお試し住宅の整備・管理運営を行うとともにIJUコンシェルジュが宿泊者に対し相談の対応や市内案内等トライアルステイコーディネートを行う	H30～31
		(事業名) サテライトオフィス設置・創業等サポート事業 (内容) 市内の中小事業者、Uターン創業希望者、市内の創業希望者が市内の空き店舗等を利用して新たに事務所を開設する場合に一定の支援を行う	H30～31
		(事業名) アート&デザインフェス開催事業 (内容) 津山市が有する歴史的な建築物の一つである「旧津山洋楽資料館」をアートとデザインをテーマとした交流拠点として整備したのち、定期的にイベントを実施	H30～31
松山市	51.8	(事業名) 松山アーバンデザインセンター[UDCM]の設置 (内容) 公・民・学連携のまちづくり推進	H29～31
		(事業名) 松山市民しごと創造ワンストップ支援事業 (内容) ・平成28年度からは創業・経営支援に加え、就業支援を行う窓口として機能を拡充している。	H28～30
		(事業名) 瀬戸内・松山観光ビジネス戦略事業 (内容) 広域的な行政・団体・民間の連携による事業推進や大型キャンペーン実施に向けた地域連携と営業促進のほか、着地の魅力造成及び旅行商品化促進を実施していく。	H28～32
		(事業名) 観光誘致促進事業(修学旅行、国際観光客) (内容) 修学旅行の実情や要望等を分析し、誘致戦略を練り直しながらターゲットを絞りつつ、学校および旅行会社等に対して、誘致宣伝活動を行う。	H29～32
基山町	0.17	(事業名) 移住体験住宅事業 (内容) 移住体験住宅2棟(宮浦移住体験住宅、小倉移住体験住宅)を活用した移住体験の実施。	H28～30
		(事業名) 移住定住促進事業 (内容) 移住定住プロモーションの実施	H28～30
		(事業名) ピカピカの1年生プロジェクト (内容) 就学前の過程におけるトータルサポーターの配置	H28～30
		(事業名) ようこそ井戸端会議へ！プロジェクト (内容) 子育て世代の親を対象とした教室や講座の開催	H28～30
		(事業名) 特産品開発事業 (内容) 新たな六次産品の開発支援、販路拡大の働きかけ	H29～31
		(事業名) 食やスポーツに基づく健康ブランド事業 (内容) 食とスポーツによる健康増進の効果を測定し、分析結果を検証する。	H29～31

市町村	人口(万人)	地方創生推進交付金活用事業	事業期間
熊本市	74.1	(事業名)クリエイティブ産業振興事業 (内容)クリエイティブ産業(芸術、映画、ゲーム、服飾デザイン、広告等)の交流会や研修会の開催	H29～31
		(事業名)ファッションの街くまもと魅力創出事業 (内容)若者・女性への訴求力が強いファッションイベントを開催	H29～31
		(事業名)中心商店街地区魅力向上事業 (内容)にぎわいイベントの開催	H29～31
		(事業名)草枕国際俳句大会事業 (内容)「草枕国際俳句大会」の開催	H29
		(事業名)国内観光客誘致事業 (内容)首都圏や国内主要都市での観光PR、情報発信	H29～31
		(事業名)国際観光客誘致事業 (内容)海外の博覧会への出展、情報発信	H29～31
		(事業名)大分市中央通り歩行者天国 (内容)市道中央通り線における歩行者天国の実施	H28～30
鹿児島市	60.2	(事業名)コミュニティビジョン推進事業 (内容)地域コミュニティ協議会の設立と活動の支援	H28～31
		(事業名)地域繁盛店づくり支援事業 (内容)商店街に所属する中小企業者を対象に、実践的なセミナーや受講者の店舗での指導の実施	H29～33
		(事業名)鹿児島観光コンベンション協会体制強化事業 (内容)鹿児島観光コンベンション協会の組織体制・強化	H29～30

地域再生法の一部を改正する法律案

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講ずる。

法案の概要

1. 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充

【現行制度の概要】

本社等の特定業務施設の東京23区からの移転(移転型事業)又は地方における拡充(拡充型事業)を行う事業者を課税の特例等により支援

【改正内容】

○課税の特例等の適用範囲の拡大【第5条第4項第5号、第5章第6節】

近畿圏中心部及び中部圏中心部から東京圏への人口の転出超過の状況等を踏まえ、移転型事業を実施した場合に課税の特例等を受けられる地域として、近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加

<法改正以外の課税の特例の拡充内容>

- ・移転型事業の拡充として、立地環境が整った中山間地域も支援対象地域とする
- ・小規模オフィス等の移転・拡充を支援するため、従業員要件(10人以上→5人以上)等を引下げ

○地方交付税による減収補填措置の拡充【第17条の6】

現行では固定資産税等の不均一課税を行った場合に国から地方公共団体へ減収補填が講じられるが、移転型事業に限り課税免除を行った場合も減収補填の対象に追加

⇒東京一極集中を是正し、地方における良質な雇用の場を創出

3. 商店街活性化促進事業の創設

○市町村が商店街活性化のために作成する計画に対し、中小企業への資金調達面での支援や商店街振興組合の設立要件の緩和、関係省庁による予算措置など、商店街の活性化の取組を重点的に支援

【第17条の13、第17条の15、第17条の16】

○計画区域内の空き店舗の所有者等に利活用を促すため、指導・助言・勧告等の手続きを整備【第17条の14】
(居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外)

⇒空き店舗等の活用等による商店街の活性化

2. 地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

○海外のBID制度等を参考とし、市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設

…地域の発意や受益者の2/3以上の同意を要件
※BID…Business Improvement District

【エリアマネジメント活動の例】(第5条第4項第6号)

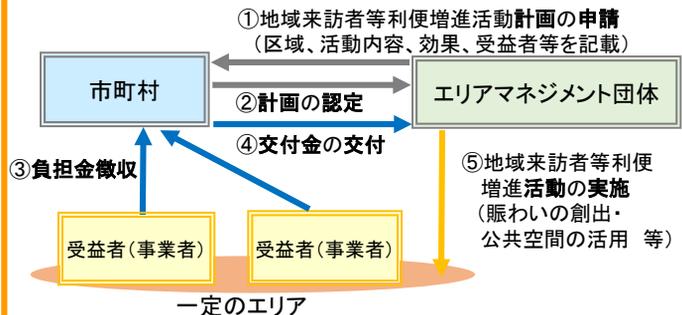


オープンスペースの活用



イベントの開催

【制度のイメージ図】(第17条の7～第17条の9)



○地域の賑わいの創出に寄与する施設(自転車駐輪施設、観光案内所等)を都市公園の占用許可対象に追加【第17条の10】

⇒フリーライダーの発生を防ぎ、安定的な活動財源を確保し、地域再生に資するエリアマネジメント活動を促進

4. 小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充

【現行制度の概要】

中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に個人が出資した場合、出資額について寄付金控除を適用

【改正内容】

設立時出資を新たに課税の特例の対象に追加【第16条】

⇒中山間地域等における雇用や生活サービスの確保

目標

- 1関係: 2020年までの5年間で、企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加、件数を7,500件増加
- 2関係: エリアマネジメント活動を行うものとして地域再生法等に基づき指定されているNPO法人等の数:5年後までに100団体
- 3関係: 計画前後で比較して、計画区域における年間総売上高を5%向上
- 4関係: 2020年までに、小さな拠点1,000か所(2017年:908か所)、地域運営組織5,000団体(2016年:3,071団体)を形成

總務省
説明資料

総務省における中心市街地活性化施策の概要

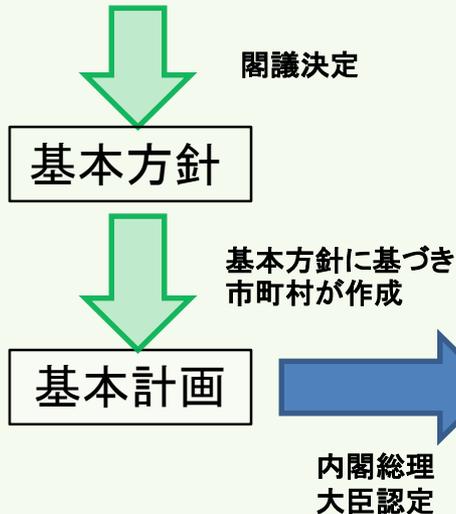
目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



総務省の認定基本計画への支援措置

・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について、特別交付税により措置する。

・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。

総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

中心市街地活性化ソフト事業

① イベント事業

② 講演会、シンポジウム等

③ 後継者育成研修事業

④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤ 空き店舗対策事業

⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

文 部 科 学 省
説 明 資 料

建造物保存修理強化対策事業の事例

所有者及び管理団体が重要文化財（建造物）の保存修理・整備活用を実施する際に支援を行う。

不破八幡宮本殿(高知県) 指定年月日:昭和37年7月1日

補助事業者: 不破八幡宮
補助率: 80%
平成29年度補助額: 7,760千円(総事業費 9,700千円)



修理前



修理後



金剛寺金堂(大阪府) 指定年月日:明治33年4月7日

補助事業者: 金剛寺金堂
補助率: 50%
平成29年度補助額: 29,000千円
(総事業費 58,000千円)



修理前



修理後



伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査
計画策定

修理・修景

耐震対策

防災対策

買上

公開活用整備



伝統的建造物の修理と耐震



美しい町並みの回復



災害に強いまちづくり



にぎわいの創出

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群基盤強化事業の事例

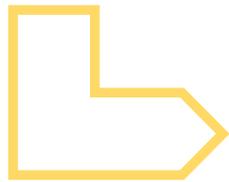
市町村が実施する重要伝統的建造物群保存地区の保存や整備に対して支援を行う。

湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区 (和歌山県) 選定:平成18年12月19日

補助事業者:湯浅町
補助率:65%
平成29年度補助額:20,462千円(総事業費 31,480千円)



修理前



修理後

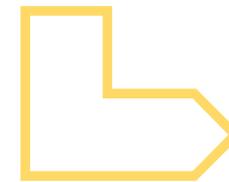


近江八幡市八幡伝統的建造物群保存地区 (滋賀県) 選定:平成3年4月30日

補助事業者:近江八幡市
補助率:50%
平成29年度補助額:9,905千円(総事業費 19,810千円)



修理前



修理後



公立学校施設の教育環境の改善等の推進 (公立学校施設整備費)

◆予算額

平成30年度予算額 68,194百万円

【前年度予算額 69,013百万円】

※沖縄分は内閣府において計上

◆課題と対策

学校施設は児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その安全性・機能性の確保は不可欠である。

このため、経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、児童生徒が安心できる教育環境への改善を推進するとともに、耐震化及び防災機能強化に取り組む。

➤ 教育環境の改善

- ・安全性・機能性を確保し、教育環境を改善するため、老朽化対策、空調設置、トイレ改修等を推進。

➤ 耐震化及び防災機能強化の推進

- ・学校施設の耐震化を支援。また、災害時に地域住民の避難所としての役割も果たす学校施設の防災機能強化への取組を支援。

➤ 小中学校等の教室不足への対応等

- ・小中学校・特別支援学校の教室不足に対応するための新築・増築、学校の統合に係る新築・改修事業等に係る施設整備。

◆建築単価

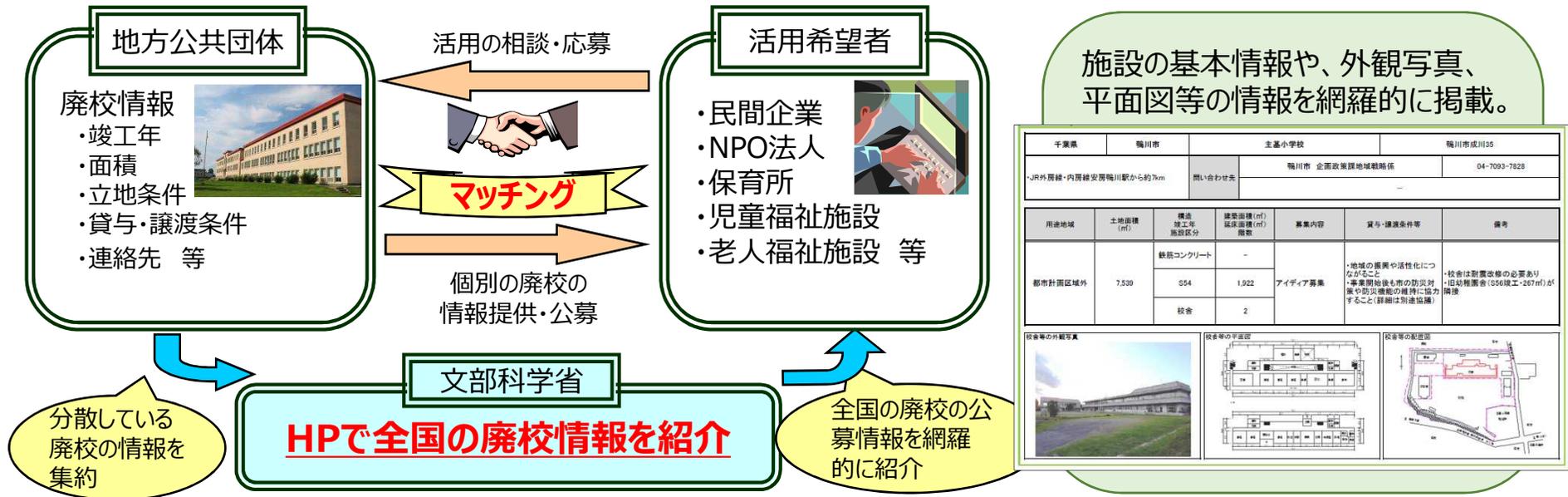
対前年度比 +3.3% (資材費、労務費等の上昇分)

※小中学校校舎(鉄筋コンクリート造)の場合

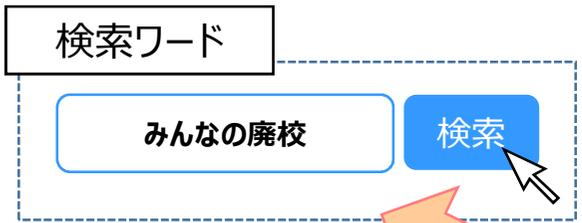
29年度 181,200円/㎡ ➔ 30年度 187,200円/㎡

「みんなの廃校」プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



千葉県	鴨川市	主基小学校	鴨川市成川55			
*JR外房線・内房線安房鴨川駅から徒歩約7km		問い合わせ先	04-7093-7828			
鴨川市 企画政策課地域戦略係						
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 施設区分	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	事業内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,539	鉄筋コンクリート	-	アイデア募集	・地域の振興や活性化につながる ・事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持に協力すること(詳細は別途協議)	・校舎は耐震改修の必要あり ・旧幼稚園舎(556竣工・267㎡)が隣接
		S54	1,922			
		校舎	2			



「みんなの廃校」プロジェクト
廃校施設の有効活用
- 企業活用編 -

廃校施設の更なる活用促進のため、廃校施設の活用事例集を作成。



厚生労働省
説明資料

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

平成29年度予算額 平成30年度予算額
2,545百万円 → 3,242百万円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

・補助対象施設：公的団体(☆印)、民間事業者(★印)

注1) 公立は補助対象外。

注2) 公的団体・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の4団体。

交付金対象事業区分（31事業）

休日夜間急患センター ☆★	不足病床地区病院 ☆	医療施設耐震整備 ★
病院群輪番制病院及び共同利用型病院 ☆★	基幹災害拠点病院 ☆★	アスベスト除去等整備 ☆★
	地域災害拠点病院 ☆★	特定地域病院 ☆
救急ヘリポート ☆★	医療施設近代化施設 ☆★	地震防災対策医療施設耐震整備 ☆★
(地域)救命救急センター ☆★	腎移植施設 ☆★	共同利用施設(開放型病棟等) ★
小児救急医療拠点病院 ☆★	特殊病室施設 ☆★	医療機器管理室 ★
小児初期救急センター施設 ☆★	肝移植施設 ☆★	地球温暖化対策 ☆★
小児集中治療室 ☆★	治験施設 ★	病児・病後児保育施設 ☆★
小児医療施設 ☆★	南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 ☆★	ヘリポート周辺施設整備 ☆★
周産期医療施設 ☆★	地域療育支援施設 ☆★	内視鏡施設訓練 ★
地域拠点歯科診療所施設 ☆★	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設 ☆★	

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

○ 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○ 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

○ 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリンクラー整備を推進する。



保育園等整備交付金

(平成29年度予算)

(平成30年度予算)

564.0億円

→

663.7億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育対策総合支援事業費補助金

平成29年度予算:394.8億円 → 平成30年度予算:381.4億円

【事業内容】

- 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 98億円(177億円)

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業
- ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業【拡充】
- ③保育士資格取得支援事業【拡充】
- ④保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(厚生労働省分)
- ⑤保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑥保育体制強化事業【拡充】
- ⑦保育士試験による資格取得支援事業【拡充】
- ⑧保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑨保育士試験追加実施支援事業
- ⑩保育補助者雇上強化事業【拡充】
- ⑪若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑫保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑬保育園等における業務集約化推進事業
- ⑭保育人材就職支援事業

II 小規模保育等の改修等 223億円(122億円)

- ①賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育園設置促進事業
- ⑦都市部における保育園等への賃借料支援事業

III その他事業 61億円(96億円)

- ①民有地マッチング事業【拡充】
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業【拡充】
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧サテライト型小規模保育事業
- ⑨保育サービス利用支援事業(予約制)
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業
- ⑪保育園等の事故防止の取組強化事業
- ⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業
- ⑬家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】

地域支援事業の概要

平成30年度予算 公費3,975億円、国費1,988億円

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○地域支援事業の事業内容 ※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 2,392億円 (1,196億円)

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業（旧介護予防事業を再編）

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業（新）

(2) 包括的支援事業・任意事業

1,583億円 (791億円)

① 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
 - うちイ、社会保障充実分 434億円 (217億円)
 - i) 介護予防ケアマネジメント業務
 - ii) 総合相談支援業務
 - iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
 - iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務
※支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり 等

イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーターの配置

② 任意事業

- ・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額

② 包括的支援事業・任意事業

- 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

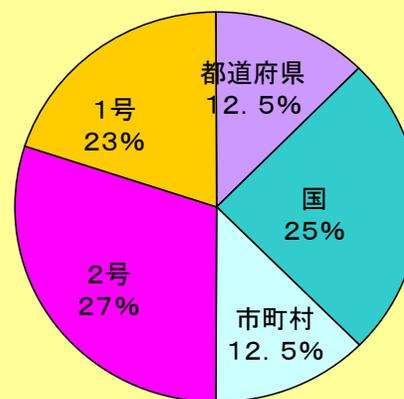
○地域支援事業の財源構成

（財源構成の割合は第7期以降の割合）

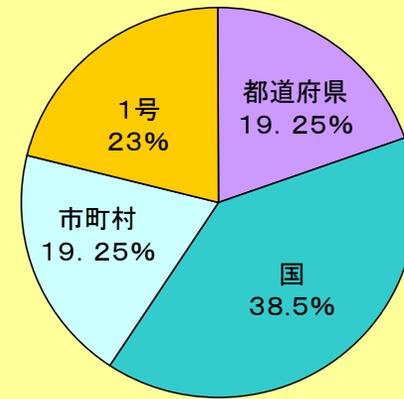
介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業・任意事業

【財源構成】



【財源構成】



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

農 林 水 産 省
説 明 資 料

中心市街地の活性化に資する主要な支援措置の概要

(1) 法に定める特別の措置

中心市街地食品流通円滑化事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定（法第7条第11項第2号、第54条、第55条）

民間事業者が認定中心市街地において、近年の中心市街地の衰退や商店街の空洞化問題に対処するため、駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品商業集積施設を整備することにより、中心市街地における食品流通の円滑化を図る事業に対し、農林水産大臣が特定民間事業計画の認定を行う。

当該特定民間事業計画の認定を受けた者は、法第54条に基づく食品流通構造改善促進機構による債務保証等を受けることができる。

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

A. 市街地の整備改善

農村集落基盤再編・整備事業

地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。

地域用水環境整備事業

農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。

D. 経済活力の向上

食品流通拠点施設整備対策

食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要ストックポイント等の整備を支援する。

經濟產業省
説明資料

中心市街地活性化政策について



平成30年4月
経済産業省
中心市街地活性化室

当省の主な支援措置

予算による支援措置

○地域・まちなか商業活性化支援事業

(30年度予算案額16億円の内数)

- ・周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い商業施設等を支援

1) 商業施設等の施設整備への補助

補助率：1/2 (S特：2/3)

上限：1億円 (S特：2.5億円)

2) 専門人材活用に対する支援

補助率：1/2 (自治体負担あり：2/3)

上限：1千万円(自治体負担あり:1.5千万円)

3) 調査事業

補助率：2/3

補助上限：1千万円

税制による支援措置(S特のみ)

○課税の特例

- ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率を1/2とする

✓ 所有権の保存登記：0.4% → 0.2%

✓ 所有権の移転登記：2% → 1%

金融による支援措置

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫からの低利融資

中小：特利2、国民：特利3、(S特：特利3)

貸付額：最大7,200万円、(S特：最大7.2億円)

情報に関する支援措置

○まちづくりのリーダー人材の育成

- ・タウンマネージャー等育成のための研修を実施

○中心市街地の商業活性化のための支援

- ・中小企業基盤整備機構による診断・助言

○中心市街地活性化協議会の設立・運営、活動支援

- ・中小企業基盤整備機構によるアドバイザー派遣

規制の特例措置等

○市街地への大型集客施設の立地促進

- ・大規模小売店舗立地法の特例(出店手続きの適用除外)
(S特：特定申請手続きの簡素化)

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の概要

経済産業大臣が認定する商業施設整備事業の認定スキーム

※中活計画に基づく事業であって特に経産大臣の認定を得たもの

- **中心市街地活性化基本計画に基づき、**
 - ① **意欲的な目標を掲げ**（年間来訪者数が、中心市街地の居住人口の4倍以上等）
 - ② **中心市街地の経済活力を向上させる波及効果があり**
 - ③ **地元からの強いコミットメントがある**
- 民間商業施設整備プロジェクトに対して**経済産業大臣が認定し、補助金・税制優遇・低利融資**等の支援を実施。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経産大臣認定要件

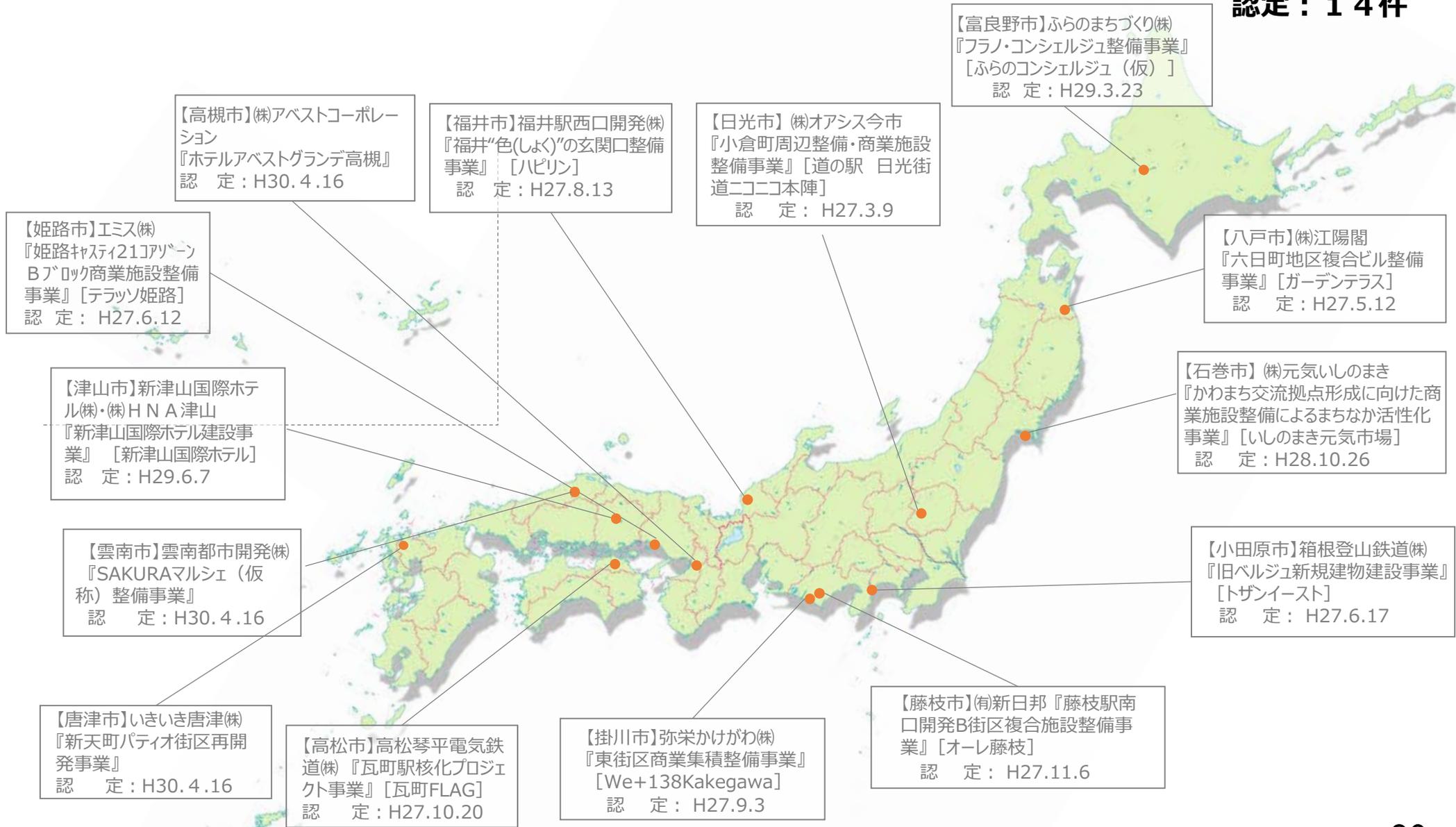
認定実績：14件

- ① **意欲的な数値指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること（以下のいずれか）。**
 - 「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。
 - 「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。
 - 「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。
- ② **中心市街地及び周辺地域の経済活力を向上させる波及効果があること。**
 - 来訪者、就業者又は売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するか以下の観点から説明されていること。
- ③ **地元住民等の強いコミットメントがあること（以下のいずれか）。**
 - 当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について負担が行われていること。
 - 当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。
 - 当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代での土地の貸付けが行われていること。
 - 当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄附を受けていること。
- ④ **当該市町村に都市再生特別措置法に係る立地適正化計画（※）がある場合は、これに適合していること。**

（※）立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能の誘導により、コンパクトシティ化を推進する計画。

特定民間中心市街地経済活力向上(S特)事業の認定一覧 (参考)

認定：14件



地域・まちなか商業活性化支援事業

平成30年度予算額 16.3億円（17.8億円）

(1) 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
03-3501-3754
(2)~(3) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、(1) コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域における、波及効果の高い民間プロジェクト等（複合商業施設等の整備）、(2) 商店街が実施する役割・規模・ステージに合った全国モデル型の新しい取組を支援します。
- また、(3) 全国商店街振興組合連合会が実施する経営改善や教育、情報提供事業に要する費用を補助します。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。
- 各事業においては、来街者数の増加や売上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国	(1)補助 (2/3,1/2以内)	認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等
	(2)補助 (2/3,1/2以内)	商店街組織 商店街組織とまちづくり会社、NPO法人等との連携体
	(3)補助 (6/10以内)	全国商店街振興組合連合会

事業イメージ

(1) <中心市街地> 機能集約支援

(複合商業施設のイメージ)

<観光・インバウンド>



<都市機能複合整備>



<周辺にない高度機能>



地域産品販売・飲食店・交流スペース等、住民や内外の観光客等のニーズに対応する複合商業施設整備等を支援します。

(2) <商店街> 役割・規模・ステージに合わせた取組支援

商店街の役割・規模・ステージに合わせて行う、対象6分野に関する全国モデル型の新しい取組を支援します。



(3) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

地域・まちなか商業活性化支援事業（まちなか機能集約支援）

調査事業

概要

地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を高める方策を探るための調査・分析に対する補助。

補助率

2 / 3 以内

補助額

<上限> 10 百万円

<下限> 1 百万円



施設整備事業

概要

中心市街地の活性化に効果がある事業で、中活基本計画の第7章に記載された施設整備事業に対する補助。

補助率

重点支援事業※：2 / 3 以内
まちづくり会社の事業：2 / 3 以内
それ以外の事業：1 / 2 以内

補助額

<上限>

重点支援事業：250 百万円

まちづくり会社の事業：100 百万円

それ以外の事業：100 百万円

<下限> 5 百万円

※認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた事業



専門人材活用支援事業

概要

まちづくり・商業・都市計画等に関し、専門的な知見を有するタウンマネージャー等を招へいに対する補助。

補助率

自治体の費用負担あり：2 / 3 以内
" なし：1 / 2 以内

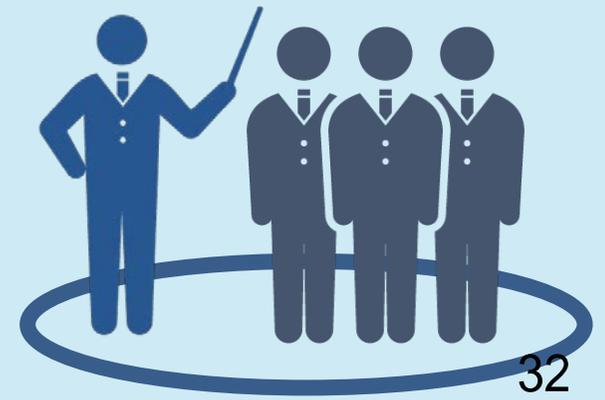
補助額

<上限>

自治体の費用負担あり：15 百万円

" なし：10 百万円

<下限> 50 万円



平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金

(中心市街地再興戦略事業) 採択一覧 (先導的・実証的事業 (ハード事業))

No	都道府県	市町村	事業者名	事業名
1	岡山県	津山市	株式会社HNA津山	新津山国際ホテル建設事業
2	島根県	雲南市	雲南都市開発株式会社	SAKURAマルシェ (仮称) 整備事業
3	東京都	青梅市	株式会社まちづくり青梅	青梅宿市街地インバウンド基盤拠点整備事業

※ 1次公募の採択結果 (3月30日) を記載。

※ 4月12日～5月28日にかけて2次公募を実施中。

平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金 (中心市街地再興戦略事業) 採択一覧 (専門人材活用支援事業)

No	都道府県	市町村	事業者名	No	都道府県	市町村	事業者名
1	北海道	富良野市	ふらのまちづくり株式会社	12	大阪府	堺市	堺まちクリエイイト株式会社
2	長野県	佐久市	佐久商工会議所	13	兵庫県	川西市	川西能勢口振興開発株式会社
3	東京都	府中市	一般社団法人まちづくり府中	14	京都府	福知山市	福知山まちづくり株式会社
4	埼玉県	寄居町	株式会社まちづくり寄居	15	島根県	雲南市	雲南市商工会
5	東京都	青梅市	青梅商工会議所	16	広島県	三原市	三原商工会議所
6	長野県	千曲市	千曲商工会議所	17	鳥取県	倉吉市	倉吉商工会議所
7	東京都	八王子市	八王子商工会議所	18	山口県	周南市	徳山商工会議所
8	三重県	伊勢市	伊勢商工会議所	19	山口県	防府市	防府商工会議所
9	愛知県	豊田市	一般社団法人TCCM	20	宮崎県	小林市	小林商工会議所
10	兵庫県	丹波市	株式会社まちづくり柏原	21	福岡県	大牟田市	大牟田商工会議所
11	滋賀県	守山市	株式会社みらいもりやま21	22	長崎県	長崎市	長崎つきまち株式会社

※ 1次公募の採択結果(3月30日)を記載。

※ 4月12日～5月28日にかけて2次公募を実施中。

平成30年度地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金 (中心市街地再興戦略事業) 採択一覧 (調査事業)

No	都道府県	市町村	事業者名	事業名
1	長野県	佐久市	佐久商工会議所	佐久市中心市街地調査事業
2	東京都	八王子市	一般財団法人八王子まちづくり公社	中町プロジェクト 調査事業
3	岐阜県	中津川市	中津川商工会議所	中心市街地 中山道中津川宿における歴史的資産である町屋の再生・活用に向けた調査事業
4	福岡県	みやま市	みやま市商工会	みやま市中心市街地活性化基本計画策定に向けたニーズ調査事業

- ※ 1次公募の採択結果（3月30日）を記載。
- ※ 4月12日～5月28日にかけて2次公募を実施中。

インバウンド型クールジャパン推進事業

平成29年度補正予算額 58.5億円

- ①地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754
- ①中小企業庁 商業課 03-3501-1929
- ②商務・サービスグループ クールジャパン政策課 03-3501-1750
- ②製造産業局 生活製品課 03-3501-0969
- ③中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767
- ④商務情報政策局 コンテンツ産業課 03-3501-9537
- ⑤商務・サービスグループ 博覧会推進室 03-3501-0289

事業の内容

事業目的・概要

インバウンドが加速する中で、2020年オリンピック・パラリンピックの開催、2025年大阪万博の誘致を見据えて、クールジャパンを自走させるため、クールジャパン政策の3つのステップ（①日本ブーム創出、②海外で販売、③日本国内で消費）のうちの③のステージを実現するために政策を実施していきます。

- 一つ目の柱として、地域文化資源を活用した観光プログラムや地域産品の開発や歴史的なまちなみや文化イベントを契機とした商店街・中心市街地等の地域の魅力向上によるインバウンド観光消費を促進します。また、観光客を呼び込むための地域文化資源を活用した新たな観光プログラム作りや観光と他産業が連携した取組を促進します。
- 二つ目の柱として、ビジネスインバウンドの更なる加速に向けて、日本の産業の魅力の発信力強化を実現するためには、流通構造における下請構造を変革し、新たな製品・サービスを生み出す環境を整備することが必要不可欠です。具体的には、ものづくりサプライチェーンの再構築やクラウドファンディング等を活用するコンテンツ製作等の新たなビジネスモデルとも連携しつつ、抜本的な業界構造改革を行います。

成果目標

- 2020年までに、訪日外国人観光客4000万人を目指します。
- 2025年度までに、文化GDP1.8兆円を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

①地域文化資源活用空間創出事業

歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や、文化イベントを契機とした地域の活性化、名所・観光地・食文化等地域文化資源と連携した空間創出によって、にぎわいを創出し、交流人口を増加させるとともに、これらと連携した中小企業・小規模事業者の事業活性化を図る事業を支援。

②インバウンド型クールジャパンビジネス環境整備事業

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、インバウンドにクールジャパンを広める場としての観光地マスタープランを策定し、観光地の整備・振興を図りつつ、プレミアムフライデーやキッズウィークの機会を活用した需要喚起による相乗効果を生み出す。また、繊維産業等のサプライチェーンの合理化につながる産地内の事業再編や産地間・異業種との連携を通じて、海外市場における需要獲得を目指すに当たり、ビジネスモデルを検証するためのF/Sを支援。

③ニューツーリズム商品開発等支援事業

中小企業地域産業資源活用促進法に基づく事業計画の認定を受けた複数の中小企業・小規模事業者と地方自治体等が連携し、地域文化資源やふるさと名物を活用した新たな商品開発、販路開拓を行う仕組みや、観光客の地域における滞在環境の向上を目指す取組等について支援。

④クリエイターを中心としたグローバルコンテンツエコシステム創出事業

グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ製作の担い手（クリエイター）を中心としたエコシステムを創出すべく、①クラウドファンディング等による新たな資金調達を活用するコンテンツ企画製作や海外プロモーションの取組、②海賊版に対抗する世界同時展開の取組に対して支援を実施。

⑤国際博覧会出展事業

2025年国際博覧会の日本（大阪・関西）での開催に向けた誘致活動を実施。他の立候補国に対する調査分析等を早急に進め、大阪・関西で開催する魅力を伝えるためのプレゼンテーションの企画立案を練りつつ、広報媒体を作成。

平成29年度補正予算 地域文化資源活用空間創出事業費補助金 (中心市街地活性化事業) 採択一覧

No	都道府県	市町村	事業者名	事業名
1	青森県	弘前市	株式会社スコーレ	(仮称) ルネスアベニューリノベーション事業
2	岡山県	倉敷市	愛文舎事業株式会社	愛文舎再生活用事業 (本をインバウンドのキラーコンテンツに倉敷最古の書店リノベーション)
3	佐賀県	唐津市	いきいき唐津株式会社	新天町パティオ街区再開発事業

- ※ 1次公募の採択結果(3月30日)を記載。
- ※ 4月12日～5月28日にかけて2次公募を実施中。

中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成30年度予算額 **18.5億円（16.7億円）**

- 1. 中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763
- 2. 商務情報政策局 サービス政策課 03-3580-3922
- 2. 製造産業局 参事官室 03-3501-1689
- 3. 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
- 4. 地域経済産業G中心市街地活性化室 03-3501-3754
- 4. 中小企業庁 商業課 03-3501-1929

事業の内容

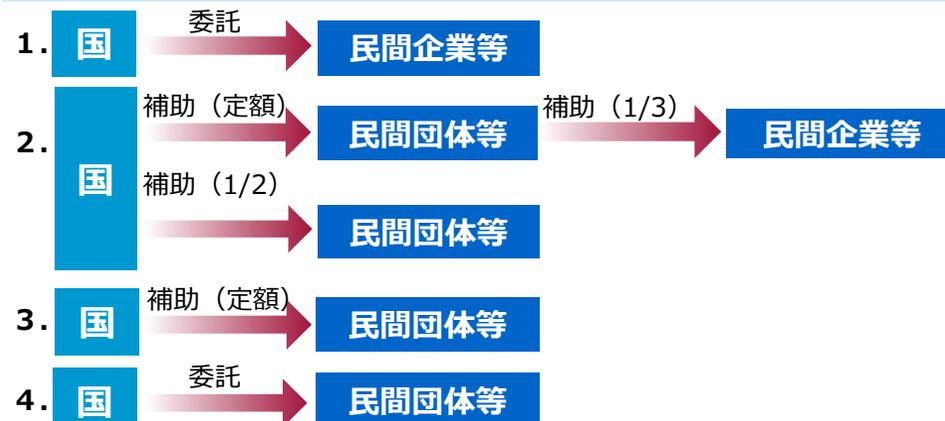
事業目的・概要

- 各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援します。
- 中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成します。

成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」(平成27年度開始)は、人材不足状況の可能な限りの低減のため、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- ①「中小サービス業中核人材の育成支援事業」(平成26年度開始)、②「スマートものづくり応援隊等事業」(平成27年度開始)の研修者等へのアンケートの結果を、「非常に役に立つ」「役に立つ」が95%以上となることを目指します。②については、合わせて年間240人以上の指導者の育成を目指します。
- 「小規模事業者支援人材育成事業」(平成26年度開始)は約7,700人の経営指導員等の資質向上を通じて、小規模事業者の経営改善の促進を目指します。
- 「中小企業等支援人材育成事業」(平成26年度開始)は、研修受講済の者による中心市街地や商店街の活性化事業が累計90件実施されることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 地域中小企業人材確保支援等事業

・地域内外の若者・女性・シニアといった多様な人材とともに、一定のキャリアを積んだミドル人材等から、地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について発掘・確保・定着を一括して支援します。具体的には、事業者における経営課題の明確化・求人像を深掘りを通じた採用確度の向上や、人材採用・定着のための職場づくりや企業情報発信について、企業側の希望に応じた事前相談やセミナー等を実施します。また、多様な人材確保のために、全国各地でマッチングイベント等を実施するとともに、好事例の横展開を図ります。

2. 中小企業・小規模事業者の人材育成支援

① 中小サービス業中核人材の育成支援事業

サービス産業の次世代の経営人材等と、優れた取組を行う企業等をマッチングし実地研修を組成することで、経営の成功の鍵を体得する機会を提供します。

② スマートものづくり応援隊事業

生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入に知見を有する専門家（スマートものづくり応援隊）の人材育成・中小企業への派遣を通じて、生産性向上の伝承を促進します。

3. 小規模事業者支援人材育成事業（経営指導員研修）

・商工会・商工会議所の経営指導員等が行う、経営指導の能力向上に向けた研修を全国各地で行います。

4. 中小企業等支援人材育成事業（タウンマネージャー研修）

・民間団体等が、空店舗対策・合意形成の手法等の専門知識の研修等を実施し、中心市街地の活性化に向けたまちづくりの専門人材を育成します。

中心市街地活性化施策に関するお問い合わせ先

担当課室	住所及び電話	管轄地域
北海道経済産業局 流通産業課商業振興室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎 TEL：011-738-3236	北海道
東北経済産業局 商業・流通サービス産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL：022-221-4914	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島
関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0318	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、新潟 長野、山梨、静岡
中部経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-0597	愛知、岐阜、三重 富山、石川
近畿経済産業局 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL：06-6966-6025	福井、滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良 和歌山
中国経済産業局 流通・サービス産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL：082-224-5655	鳥取、島根、岡山 広島、山口
四国経済産業局 商業・流通・サービス産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL：087-811-8524	徳島、香川 愛媛、高知
九州経済産業局 流通・サービス産業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL：092-482-5456	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL：098-866-1731	沖縄
経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL：03-3501-3754	-

經濟産業省中小企業庁 説明資料

中小企業庁の取組について

平成30年4月
中小企業庁商業課

中小企業庁の主な取組

- 中小企業庁では、中小小売商業高度化事業を所掌。予算、税制、金融支援制度を通じて中活の取組を支援。
- また、中小企業基盤整備機構と連携し、情報提供・人材支援事業を実施。

予算

○地域・まちなか商業活性化支援事業 (平成30年度16.3億円の内数)

商店街が中長期的に発展していくために行う先進的な取組を支援。平成30年度から認定中活計画エリアに立地する商店街が実施する事業は、審査において加点。

税制

○土地譲渡所得の特別控除

認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業の用に供するため、土地を譲渡する場合、譲渡所得から1,500万円を特別控除することが認められる。

金融支援

○日本政策金融公庫による低利融資

中心市街地関連地域において小売業、飲食サービス業、サービス業等の事業を営む者が合理化、共同化等を図るための設備の取得等の事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金を低利(特利①又は②)で融資。

○中小機構による高度化融資

特民又はS特の認定事業計画に基づく中小小売商業高度化事業を行う際に必要となる資金を無利子で融資。

情報提供・人材支援(中小機構)

○中心市街地商業活性化診断・サポート事業 【セミナー型】

中心市街地の商業活性化に資する個別事業実施又は協議会等の活動に関する取組のためのセミナー等の企画・立案支援、講師の派遣を実施。

【プロジェクト型】

中心市街地の商業活性化に資する個別事業及び中心市街地活性化協議会等活動に対し、実効性を高めるために、複数の専門家で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析等に基づいた助言・診断等を行う。

○中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地の活性化に関して課題を抱える中活協議会等に対して、専門知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し中活協議会の設立・運営に係るアドバイスや個別事業の実施に係るアドバイスを行う。

○中心市街地活性化協議会運営支援事業

これから中活協議会を設立する、または既に設立されている協議会に対して、情報提供、電話等による相談対応、ネットワーク構築に向けた支援を行う。

地域・まちなか商業活性化支援事業

平成30年度予算額 **16.3億円（17.8億円）**

(1) 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
03-3501-3754
(2)~(3) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、(1) コンパクトシティ化に取り組む意欲ある地域における、波及効果の高い民間プロジェクト等（複合商業施設等の整備）、(2) 商店街が実施する役割・規模・ステージに合った全国モデル型の新しい取組を支援します。
- また、(3) 全国商店街振興組合連合会が実施する経営改善や教育、情報提供事業に要する費用を補助します。

成果目標

- 平成26年度から平成30年度までの5年間の事業であり、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。
- 各事業においては、来街者数の増加や売上の増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国	(1)補助 (2/3,1/2以内)	認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等
	(2)補助 (2/3,1/2以内)	商店街組織 商店街組織とまちづくり会社、NPO法人等との連携体
	(3)補助 (6/10以内)	全国商店街振興組合連合会

事業イメージ

(1) <中心市街地> 機能集約支援

(複合商業施設のイメージ)

<観光・インバウンド>



<都市機能複合整備>



<周辺にない高度機能>



地域産品販売・飲食店・交流スペース等、住民や内外の観光客等のニーズに対応する複合商業施設整備等を支援します。

(2) <商店街> 役割・規模・ステージに合わせた取組支援

商店街の役割・規模・ステージに合わせて行う、対象6分野に関する全国モデル型の新しい取組を支援します。

<対象6分野>



(3) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

地域商業自立促進事業 (平成30年度当初予算 16.3億円の内数)

商店街が中長期的に発展していくために行う、6分野（①少子高齢化、②地域交流、③新陳代謝、④構造改善、⑤外国人対応、⑥地域資源活用）に関する新たな取組を支援します。

自立促進調査分析事業

商店街等において6分野に関する新たな取組を行うにあたり必要となる、マーケティング調査やニーズ調査の実施を支援します。

● 補助率、上限額

補助率：3分の2以内
上限額：500万円

● 補助対象経費

調査分析費、会議費、委託費、雑役務費、原稿料、印刷製本費など

自立促進支援事業

事前調査に基づき行う、商店街等が有する公共的機能や買物機能の維持・強化を図るための6分野に関する新たな取組を支援します。

● 補助率、上限額

補助率：3分の2または2分の1以内
上限額：2億円

● 補助対象経費

施設整備費、店舗改造費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、広報費、借料・損料、備品費など

※認定中活計画エリアに立地する商店街が実施する事業は、審査において加点

<事業イメージ>

①子育て支援施設の整備

②多世代交流施設の整備

③空き店舗への店舗誘致

④見守り機能付き
ポイントカードシステムの導入

⑤外国人向け宿泊施設の整備

⑥アンテナショップの設置



平成29年度地域商業自立促進事業（自立促進支援事業）支援一覧

※背景色付きは認定中活エリア内で実施される事業、このうち太字は認定中活計画への記載事業

	都道府県	市区町村	商店街名		都道府県	市区町村	商店街名
1	北海道	北竜町	北竜町商工会	14	新潟県	糸魚川市	糸魚川本町通り商店街振興組合
2	北海道	豊浦町	豊浦町商店街協同組合	15	愛知県	名古屋市	円頓寺商店街振興組合
3	岩手県	遠野市	遠野市一日市商店街振興協同組合	16	愛知県	瀬戸市	銀座通り商店街振興組合
4	宮城県	仙台市	なかやま商店街振興組合	17	福井県	大野市	五番商店街振興組合
5	宮城県	仙台市	秋保温泉旅館組合	18	大阪府	枚方市	香里ピーコック通り商業協同組合
6	山形県	長井市	本町大通り商店街振興組合	19	兵庫県	神戸市 兵庫区	新開地二丁目商店街振興組合
7	群馬県	高崎市	商店街振興組合高崎中部名店街	20	兵庫県	尼崎市	大島事業協同組合
8	東京都	新宿区	ヒルトピアアーケード街	21	和歌山県	御坊市	御坊市本町商店街振興組合
9	東京都	杉並区	高円寺銀座商店会協同組合	22	島根県	松江市	協同組合東出雲ショッピングパーク
10	東京都	三鷹市	三鷹コラル商店会	23	島根県	雲南市	加茂町商工業振興協議会
11	神奈川県	横浜市 中区	本牧リボンファンストリート商店会	24	徳島県	小松島市	小松島サンパーク協同組合
12	神奈川県	川崎市 麻生区	新百合ヶ丘商店会	25	香川県	高松市	高松丸亀町商店街振興組合
13	神奈川県	鎌倉市	鎌倉由比ガ浜商店街振興組合	26	福岡県	福岡市 博多区	上川端商店街振興組合 川端中央商店街振興組合

本町大通り商店街振興組合の取組（山形県長井市）

- 大型スーパーが撤退し、来街者が減少した商店街に**テナントミックス施設**を新築。
- コワーキングスペースのほか、日用品雑貨店等の商店街の**不足業種を補完**し、より長い滞在時間を生み出し、魅力ある商店街の構築を図る。



竣工した施設。5月中旬に完成記念の式典開催予定。

○テナントミックス施設「cross-ba」（クロスバ）

中心市街地の外に移転したスーパー跡地付近の雑貨店等の跡地に新設。商店街の新たなシンボルとなるデザインの建物とし、商業機能と交流機能が一体となった、買い物以外にも魅力ある場所をつくる。

※長井市中心市街地活性化基本計画において、本事業の記載あり。

○事業主体

本町大通り商店街振興組合と俺たちの株式会社楽街の連携体。

もとまち

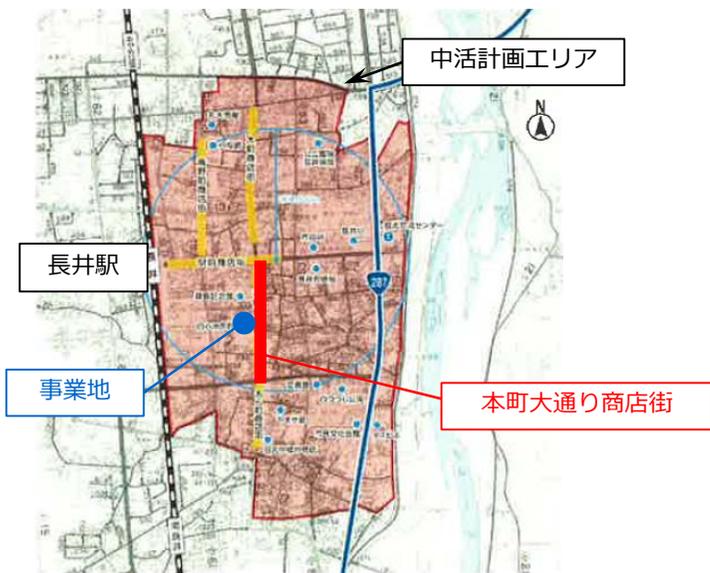
✓本町大通り商店街振興組合

山形鉄道フラワー長井線「長井駅」から徒歩5分の位置に立地。34店舗で構成され、来街者は高齢者と主婦が中心の生活支援型の商店街。平成22年度からの街路拡幅事業に伴い、建て替え、世代交代等が進み、新しい商店街に変わりつつある。

らくまち

✓俺たちの株式会社楽街

長井でのイベント企画・運営、地元特産品のキクイモ、ぶどう、トマトなどを原料としたジェラートを開発するなど、地域住民が主役となって楽しめる若手事業者を軸としたまちづくり活動を行う。



中心市街地商業活性化診断・サポート事業

【セミナー型】

(個別事業等実施のためのセミナー・研修会・勉強会への支援)

中心市街地の経済活力向上に資する個別事業実施又は協議会等の活動に関する取組みのためのセミナー等の企画・立案支援、講師の派遣を行います。

【プロジェクト型】

(個別事業等実施のための助言、診断等を通じた支援)

中心市街地の経済活力向上に資する個別事業に対し、事業の実効性を高めるために、複数の専門家で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析等に基づいた助言・診断等を行います。

<支援内容>

商業活性化個別事業に対して、以下①～④のいずれかの段階の支援を行います。

- ① 事業の構想化支援(事業構想を作成する支援)
- ② 事業構想の事業化支援(事業計画を作成する支援)
- ③ 事業計画のブラッシュアップ支援(既にある事業計画の精度を上げる支援)
- ④ 既の実施された基本計画記載事業の改善支援(事業運営の改善に係る支援)



☆【セミナー型】【プロジェクト型】ともに、無料です。

☆次の①～③のいずれかの方よりお申し込みいただけます。

- ① 中心市街地活性化協議会
- ② 中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会議所・商工会、まちづくり会社等の組織
- ③ 認定民間中心市街地活性化事業者である中小企業者

☆【セミナー型】の実施回数は、2回までとなります。

【プロジェクト型】は、協議会等と合意した支援期間内で26人日まで専門家を派遣いたします。

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地活性化協議会、中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織等に対して、実務経験、ノウハウを持つ中心市街地商業活性化アドバイザーを派遣します。

☆派遣期間上限

1テーマあたり12日まで（年間合計60日まで利用可能）

☆費用負担：

3日（基本計画認定地域は5日）までは無料

それを超える場合は謝金の一部が利用者負担となります（1日あたり17,200円）

☆派遣専門家

中心市街地の活性化に関し、知識・ノウハウを持つ中小企業診断士等

登録AD数：106名（H30.4.1現在）

☆利用できる方

- ① 中心市街地活性化協議会
- ② 中心市街地活性化法による活性化を検討する商工会議所・商工会、まちづくり会社等の組織
- ③ 認定民間中心市街地活性化事業者である中小企業者



<支援テーマ>

A. 中心市街地活性化協議会等の設立・運営に係わるアドバイス

- 1) 協議会の設立準備
- 2) 協議会設立後の運営方法の確立・体制強化
- 3) 協議会設立に向けたまちづくり会社等（法15条第1項）の設立・運営改善
- 4) 協議会による行政への基本計画に対する意見に関する検討協議
- 5) 基本計画第7章（商業の活性化）への掲載を目指す事業全般に係わる検討
- 6) タウンマネジメントに関する具体的な課題解決
- 7) タウンマネージャーの活動が成果をあげるため仕組み構築
- 8) その他機構が認めるテーマ

B. 基本計画、第7章の掲載事業、若しくは掲載を目指す事業の実施に係わるアドバイス

- 1) 施設整備や施設運営についての事業主体の構築
- 2) 施設整備計画の策定及び見直し
- 3) 施設運営計画の策定及び見直し
- 4) 施設運営計画の実行と改善
- 5) ソフト事業の運営についての事業主体の構築
- 6) ソフト事業の計画策定及び見直し
- 7) ソフト事業の計画の実行と改善
- 8) その他機構が認めるテーマ

ご利用に当たっては、中小機構の「中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業」のホームページをご覧ください。<http://www.smrj.go.jp/keiei/machizukuri/021831.html>

国土交通省
説明資料

国土交通省説明資料

国土交通省 都市局
まちづくり推進課
平成30年4月26日

中心市街地再生の推進 ～国土交通省の振興方策～

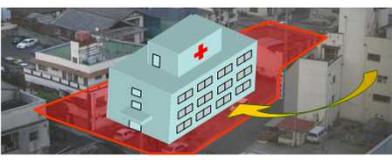
市町村が策定した
中心市街地活性化基本計画

認定基本計画に対しての
支援措置



都市機能の集積促進

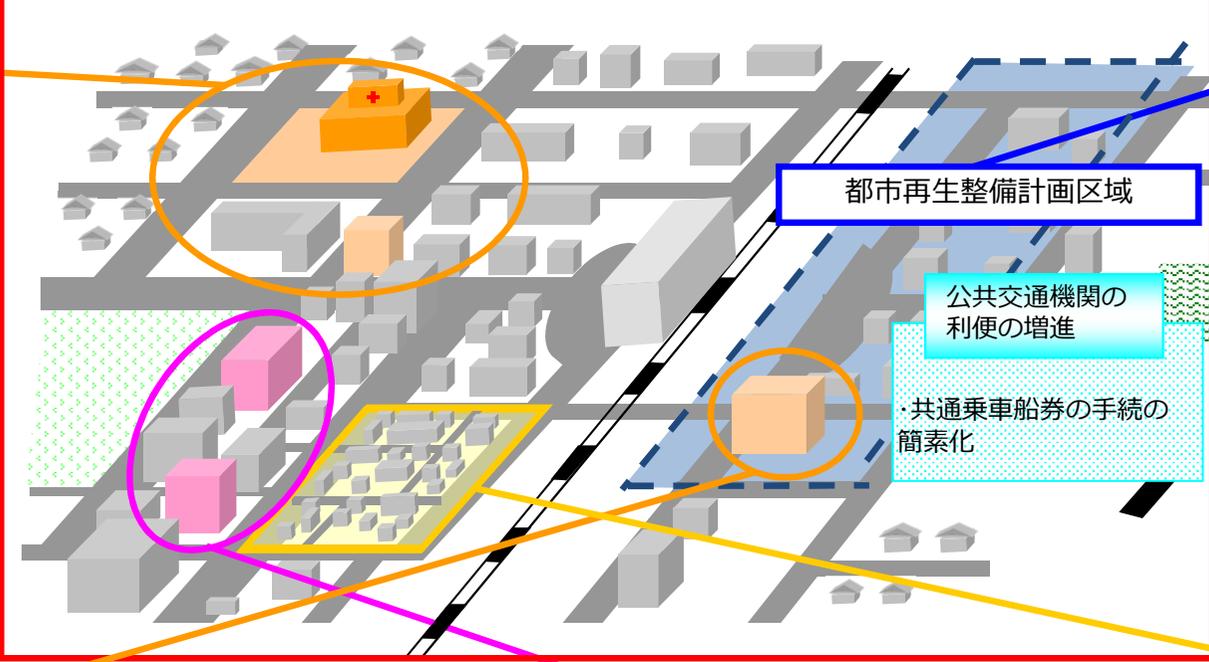
- ①暮らし・にぎわい再生事業
 - 都市機能まちなか立地支援
病院、文化施設等のまちなかへの立地支援
 - 空きビル再生支援
空きビルの改修・コンバージョンへの支援
 - 賑わい空間施設整備
多目的広場等の公開空地の整備に対する支援



- ②まち再生出資業務等
- 中心市街地における優良な民間都市開発事業を支援



認定を受けた中心市街地活性化基本計画区域



都市再生整備計画区域

公共交通機関の
利便の増進
・共通乗車船券の
手続の簡素化

街なか居住の推進

中心市街地共同住宅供給事業

中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援

優良な住宅の建設事業に土地等を譲渡する者に対する特例措置

その他の支援措置

民間まちづくり活動促進・普及啓発事業
都市環境維持・改善事業資金

③都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金)

○地域の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る



土地の整形・集約化

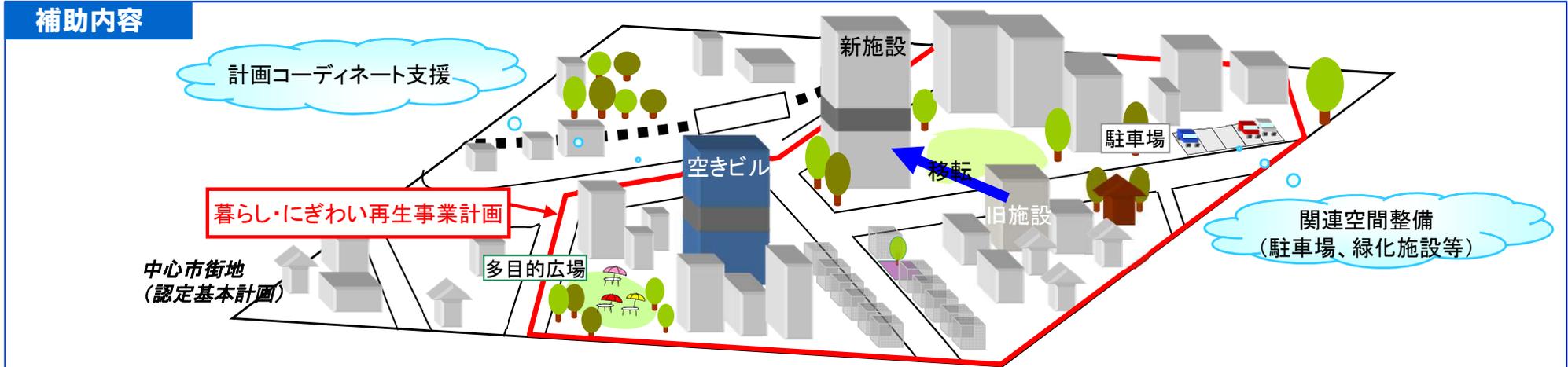
都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進。

(施行前) → (施行後)

①暮らし・にぎわい再生事業の概要

中心市街地の再生を図るため、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。



都市機能まちなか立地支援

公共公益施設の整備に対し、補助

(エレベーター・駐車場等の共同施設整備費、賑わい交流施設の整備費に補助)

空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助

(改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設の整備費に補助)
(スーパーから生涯学習センターへのコンバージョン)

賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助

[整備イメージ]

対象施設要件

- ・認定基本計画への位置付け
- ・耐火建築物又は準耐火建築物
- ・敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計が1,000㎡以上等を満たすものであること
- ・地階を除く階数が原則として3階以上

施行者

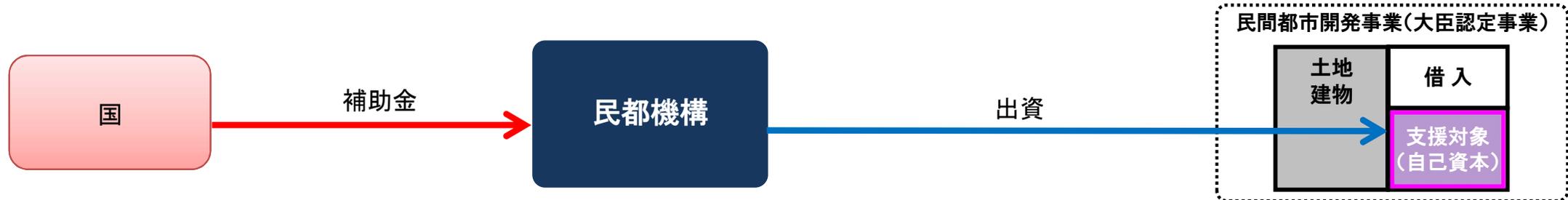
地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
※公益施設の割合が高い(1/10以上)等の一定の要件を満たす場合は、国費率加算(1/3→2/5)

②まち再生出資の概要

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者(SPC)

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2ヘクタール以上であること(医療・福祉、教育文化、商業の施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上)
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上(誘導施設※1を含む事業は500㎡以上)

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
 - ① 総事業費の50%
 - ② 資本の50% (東日本大震災の被災地においては80%)
 - ③ 公共施設等※2の整備費 (都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設※1)

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1: 支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
 ※2: 公共施設のほか、都市利便施設(駐車場、防災備蓄倉庫等)及び建築利便施設(エレベーター、共用通路等)を含む。

具体例

オガールプラザ整備事業（岩手県紫波町）

○支援内容

- (1) 支援先 オガールプラザ株式会社
- (2) 出資額 0.6億円

○事業内容

- (1) 規模 地上2階建
- (2) 用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
- (3) 工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2017年度
 支援件数 46件 支援総額 307億円 53

③都市再生整備計画事業（従来のまちづくり交付金事業）の概要

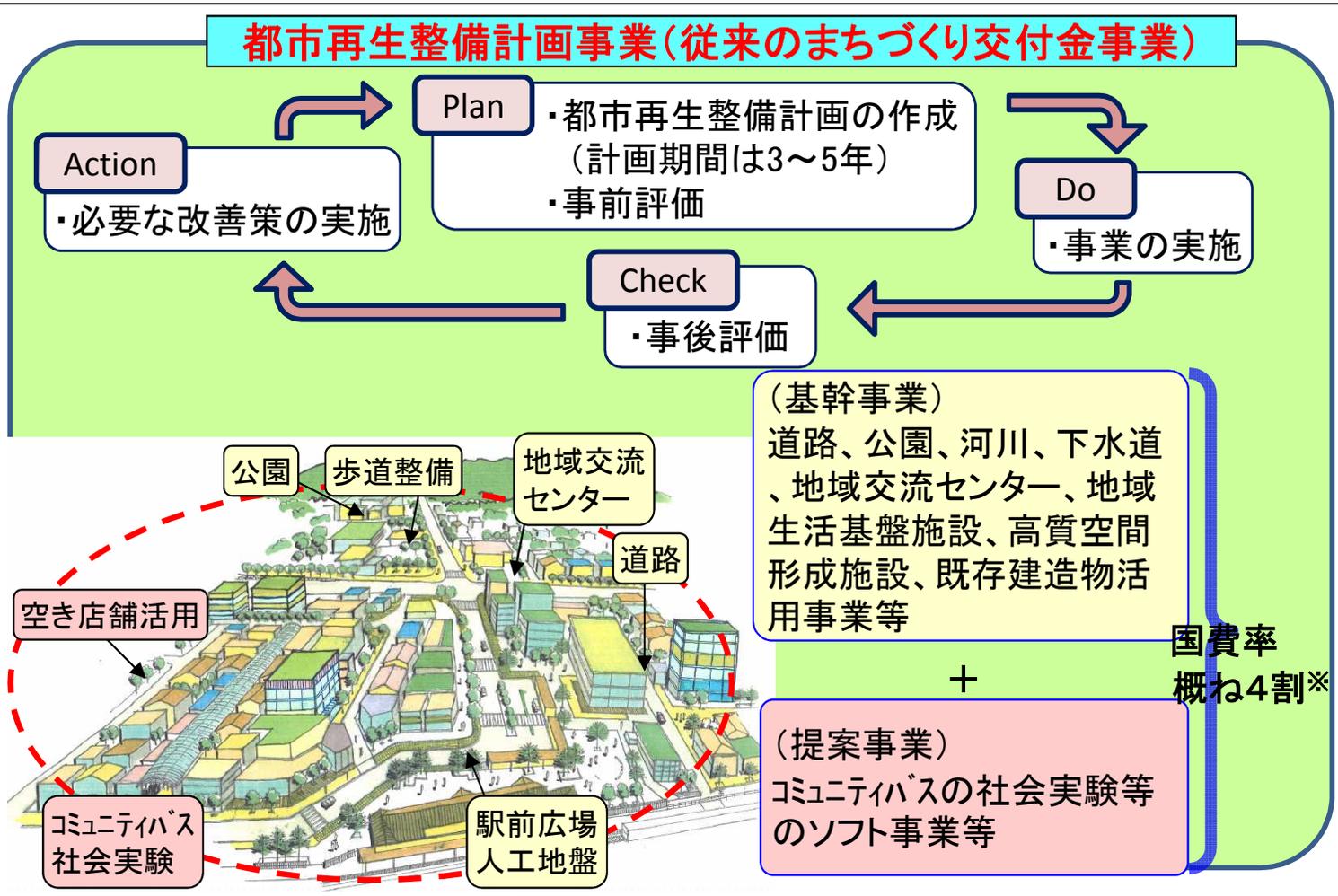
平成30年度予算 社会資本整備総合交付金 8,886億円の内数

制度創設経緯等

- ・国の喫緊の課題である全国都市再生を推進するため、平成16年に都市再生特別措置法を改正し、地域の課題、実情に対応できる総合性、自由度の高いまちづくり交付金制度として創設。
- ・社会資本整備総合交付金において、「都市再生整備計画事業」として基幹事業に位置づけられている。

制度目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。



対象区域

- 立地適正化計画を作成している場合
 - ・居住誘導区域内
- 立地適正化計画を作成していない場合
 - ・市街化区域又は非線引き用途地域内
 - ※平成31年度以降
 - 鉄道駅等から半径1kmの範囲内
 - 又は
 - バスの停留所等から半径500mの範囲内の区域
 - (ピーク時運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る)
- 歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がない区域

※ 立地適正化計画関連等の国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

○平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながらか、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携した**持続可能な地域公共交通ネットワークの形成**を推進。

○必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

多極ネットワーク型コンパクトシティ



地域公共交通網形成計画

（地方公共団体が中心となって作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】

（平成26年11月20日施行）

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

デマンド型乗合タクシー等の導入

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体が事業者等の同意の下作成）

○事業の具体的内容

- ・運行主体
- ・運行ダイヤ
- ・ルート
- ・運賃 等

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法等を改正

立地適正化計画

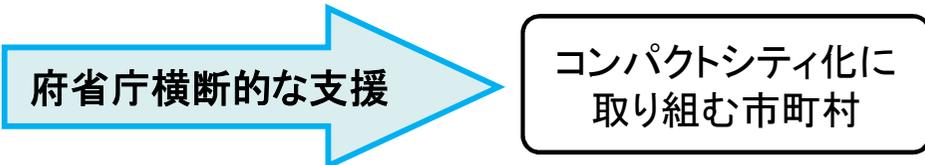
地域公共交通網形成計画

連携

好循環を実現

コンパクトシティ形成支援チームによる省庁横断的な支援

- コンパクトシティの推進に当たっては、医療・福祉、地域公共交通、公共施設再編、中心市街地活性化などの**まちづくりと密接に関係する様々な施策と連携し、整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的な取組として進めていくことが重要。**
- このため、まちづくりの主体である市町村において施策間連携による効果的な計画が作成されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、**市町村の取組を省庁横断的に支援。**



(支援チームの主な取組)

現場ニーズに即した支援施策の充実

- 市町村との意見交換会等を通じ、**施策連携に係る課題・ニーズを把握**
- 関係府省庁において**関係施策が連携した支援施策**を具体的に検討し、**制度改正・予算要求等に反映**

→ “横串”の視点での
施策間連携を促進

モデル都市の形成・横展開

- 他の市町村のモデルとなる都市の計画作成を関係府省庁が連携して**重点的にコンサルティング**
- 人口規模やまちづくりの重点テーマ別に**類型化し、横展開**

→ 具体的な効果・事例を
目に見える形で提示

取組成果の「見える化」

- コンパクトシティ化に係る**評価指標**(経済財政面・健康面など)を**開発・提供**し、市町村における**目標設定等を支援**
- 市町村の取組の進捗や課題を関係府省庁が**継続的にモニタリング・検証**

→ コンパクトシティの
取組の実効性を確保

コンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市一覧

番号	ブロック	市区町村名		人口 (H27国調)	立地適正化計画公表日	誘導区域の設定状況			重点テーマ
		都道府県				都市機能	居住	市街化区域等の面積に占める割合	
①	東北	弘前市	青森県	177,411	H29.3.31	○	○	69%	<ul style="list-style-type: none"> 雪対策 地域公共交通 都市再生・中心市街地活性化 PRE活用・PFI
②	東北	鶴岡市	山形県	129,652	H29.4.1	○	○	40%	<ul style="list-style-type: none"> 住宅（空き地・空き家対策） 産業振興（ベンチャー）
③	北陸	見附市	新潟県	40,608	H29.3.31	○	× (H30年度)	未確定	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通 医療・福祉
④	北陸	金沢市	石川県	465,699	H29.3.31	○	○	43%	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通 都市再生・中心市街地活性化
⑤	中部	岐阜市	岐阜県	406,735	H29.3.31	○	○	57%	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通 医療・福祉
⑥	近畿	大東市	大阪府	123,217	H30.1.31	○	○	89%	<ul style="list-style-type: none"> 子育て 公共施設再編 住宅
⑦	近畿	和歌山市	和歌山県	364,154	H29.3.1	○	× (H29年度)	未確定	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生・中心市街地活性化 学校・教育
⑧	中国	周南市	山口県	144,842	H29.3.30	○	× (H30年度)	未確定	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生・中心市街地活性化
⑨	九州	飯塚市	福岡県	129,146	H29.4.1	○	○	51%	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生・中心市街地活性化 医療・福祉
⑩	九州	熊本市	熊本県	740,822	H28.4.1	○	○	55%	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通 都市再生・中心市街地活性化

多い年は**20億円**に及ぶ**除雪費用**。
 冬の**「市民の足」**である公共交通も
厳しい経営状況に。

小さく集約化された市街地を維持。
 すでに主な都市機能は中心地区に集積。

- ・半径2.5kmの市街地。**約50人/ha**と、10万人台の都市では高い人口密度
- ・都市機能誘導区域に**7割の都市機能**が集積 ※誘導施設の用途のもの

中心地区での機能集積構造の継続や、賑わいの維持のためには、「**まちを使い倒す**」
 徹底した**既存ストックの活用**が鍵に。

雪に強く交通が便利なエリアに居住を誘導。

居住誘導区域等に融雪施設を重点化。 除雪もGPSで効率化。

- ・居住誘導区域・都市機能誘導区域は、融雪施設整備の重点地区に設定
- ・GPSの活用で、除雪車の動きを把握し、除雪作業を大幅に効率化



- ・中心地区では、地区計画により1階をセットバック。連続した「こみせ」(伝統的アーケード)を形成

除雪費用を**現在12億円から約1.7億円(H47)の削減**※

公共交通沿線に居住を誘導。 「市民の足」の確保と、経営改善を同時に実現。

- ・居住誘導区域は、根幹的な公共交通の沿線に設定
- ・中心部を走る「100円バス」の黒字経営の強みを生かしつつ、地域公共交通再編実施計画で、さらに使いやすい公共交通網へ
- ・都市機能誘導区域「学園地区」では、高等教育機関を誘導

冬期に公共交通を利用する学生を**54%(H19)から66%(H37)に**



これらの取組により
 公共交通の年間収益を**1.3億円増益(H37・対トレンド)**※



「学園地区」
 高等教育機関を誘導。



冬期でも便利な居住誘導区域の人口を**7.5万人(H47・トレンド)から9.3万人(H47)へ25%の増加**

中心地区の都市機能を リノベーションで充実。

公的不動産 (PRE) を賢く活用。 「日本ファシリティマネジメント大賞」も受賞。

- ・文化財である市庁舎は、建替え・移転でなく、現地でのリノベーションで長寿命化

通常の建替え(71.9億円)と比較して
17.4億円の削減※



- ・未公開の市有の登録有形文化財にスターボックスを誘導。**全国初**の試み

- ・再開発ビル「ヒロロ」には、子育て・交流・健康関連の公共施設を集約。経営は民間法人に任せ、**年500万人**の集客

未活用の赤レンガ倉庫。 PFIリノベーションで美術館を誘導。

- ・PFI事業により、美術館を含む芸術文化施設を整備予定(遊休施設から美術館へのPFIは、**全国初**)



通常の事業手法(29.7億円)と比較して**2.3億円の削減**

克雪も交通も。多様な活動を行う市民の力。

- ・社会福祉協議会等では、除雪、雪下ろしのボランティア派遣を実施
- ・市は、市民税の1%を市民活動への助成費に



弘前大学の学生中心のワークショップで、弘南鉄道大鰐線の利用促進策を検討・提案し、利用者増を実現

※弘前市資料をもとに国土交通省試算

空き店舗が年々減少。中心地区の事業者の力。



約1kmの土手町商店街の空き店舗は**約8%**
 (H20年度から**半減**)

若手中心のまちづくり会社によるリノベーションプロジェクト等も

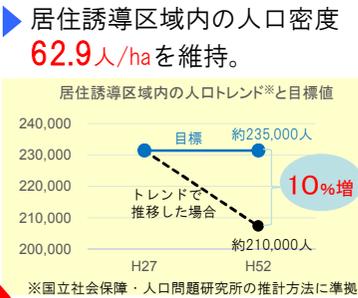
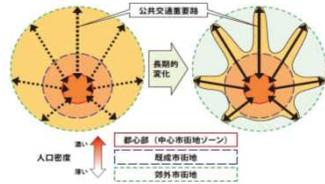


— 中心地区の歩行者通行量を**1.9万人(H32・トレンド)から2.3万人(H32)へ**※ —58

「軸線強化型都市構造」への転換 ～まちなかを核とした集約都市の形成～

居住の集約 公共交通重要路線沿線への誘導

○都心と市街地ゾーンを結ぶ主要なバスルートと鉄道を公共交通重要路線とし、沿線を居住誘導区域に設定。
(市街化区域の**43%**)



賑わいの創出 都心軸での再開発等

- 都心軸で再開発 (**16箇所**,敷地面積**14ha**) を集中的に行い、多様な機能を集積(ホテル,商業,子育て支援等)。
- 北陸新幹線の開業に備えて金沢駅前の区画整理を行い、民間投資 (**約450億円**) を誘発。
▶ 地価が**約1万円/m²**(6年間で**5%**)上昇。
- 民間事業者による空きビルのホテルへのリノベーション、専門学校等の教育機関のまちなかへの誘致を促進。
- 金沢学生のまち市民交流館を整備し、学生をまちなかに呼び込み、交流を促進。



公共交通軸の強化 バス路線の再編等

- バス路線の段階的再編や交通結節点の機能を強化。
- 駐車場配置適正化区域***を**全国で初めて**導入。駐車場設置の指導等によりまちなかへのマイカー流入を抑制。
*都市再生特別措置法第81条第5項に基づく制度
- 「金沢ふらっとバス」により、まちなかの回遊性を向上。
- 公共レンタサイクル「まちなか」や公共レンタベビーカー「ベビのり」により、まちなかの回遊性を向上。

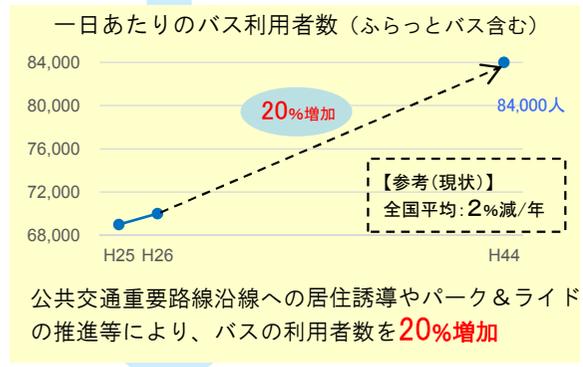
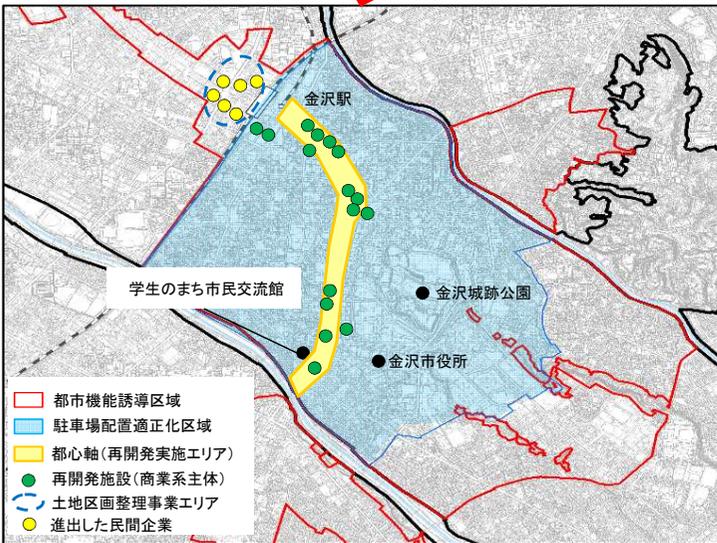
歴史的町並みの保全 空き町家の再生

- 金沢町家情報館を活用し、居住希望者を対象とする町家の売買等の総合相談窓口として機能。
- 金沢町家情報バンクによるマッチング。
- 金沢町家再生活用事業により、居住誘導区域の一部であるまちなかでの空き町家の修繕等について補助を実施(H22～)。



▶ まちなか区域の住宅棟数の約30%を占める町家の保全活用を図ることにより、町家の消失割合を**約10%抑制**

<金沢市立地適正化計画図>



期待される効果

- ・まちなかの魅力が向上することで、中心市街地における45歳未満人口の増加数が**約7割***増加(自然増除く)
- ・金沢の歴史・文化の保全を図るとともに、まちなかの賑わいを創出することで、年間入り込み客数を**100万人増加****(1千万人(H27)→1.1千万人(H32))

*1 金沢市中心市街地活性化基本計画(平成29年4月～平成34年3月)より
*2 金沢市観光戦略プラン2016より

和歌山県和歌山市:人口約36.4万人(H27)↘約29.8万人(H47)

人口減少【S45年とH22年は同水準】が進む一方で、市街地が拡散【DID面積:3,370ha(S45)→6,284ha(H22)】し、人口密度が6割【DID密度:75.4人/ha(S45)→45.2人/ha(H22)】に下落
⇒ 人口密度の低下で中心部に生じた公的不動産(PRE)の跡地を都市機能集約の起爆剤に活用

市街化調整区域内の開発許可制度の大幅見直し

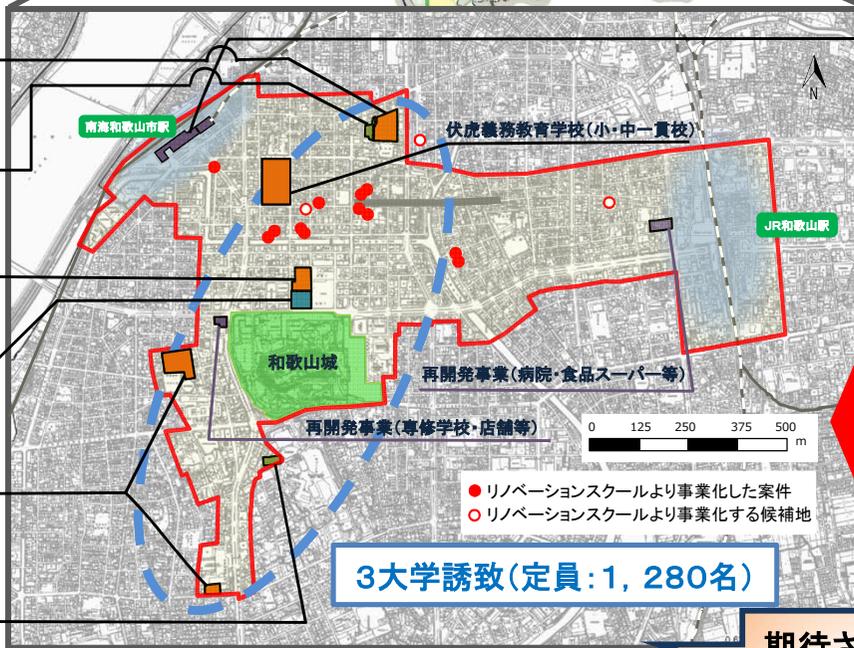
都市計画法第34条第11号条例(50戸連たん制度)を原則廃止
⇒ 調整区域内における開発許可件数が概ね半減
※これまで11号条例全面廃止は、三大都市圏の3自治体のみ。

公共交通ネットワークの維持と連携した拠点の集約化

- 都市機能誘導区域を集約(地域拠点区域:候補69カ所⇒選定12カ所)
※居住誘導区域は平成29年度設定予定
- 各拠点の公共交通ネットワークを民間事業者と連携して維持
⇒ 廃止寸前であった貴志川線(鉄道路線)を公募にて新しい事業者を選定
猫を駅長に抜擢するなど日本一心豊かなローカル線に向けて取組を実施
※輸送人員 192.2万人/年間(H17)→232万人/年間(H27)

《公的不動産(PRE)等既存ストックを活用した都市機能の集約化》

- 和歌山信愛大学(教育学部:4学年320人)**
郊外の短期大学敷地ではなく、中心拠点の小学校校舎跡に大学開設
- 本町認定こども園(こども総合支援センターと合築)**
中心拠点外の保育所(2カ所)・幼稚園(1カ所)と既設の本町幼稚園を集約
- 和歌山県立医科大学【薬学部:6学年600人】**
郊外の大学敷地ではなく、中心拠点の中学校跡地に学部開設
- まちおこしセンター(地域交流センターと合築)**
郊外の施設から地場産業発信機能を移転
- 東京医療保健大学【看護学部:4学年360人】**
県外(東京都)ではなく、中心拠点の小学校校舎跡等に学部開設
- 岡山認定こども園**
中心拠点外の保育所(1カ所)と既設の岡山幼稚園を集約



3大学誘致(定員:1,280名)

再開発事業(図書館・商業施設等)

市民図書館の移転整備に合わせて、ブックカフェと子育てスペース、託児所(一時預かり)を創設。

空き店舗等の有効活用

- ・家守会社(5社創業)
- ・リノベーションスクール(5回)開催(合計153人受講)
- ・2年で13件の事業化により、約30人の雇用が創出
- ・わかやまりノベーション推進指針をH29.3に策定し、民間主導・公民連携によるリノベーションまちづくりを推進



リノベーションスクール



ピザ店の出店実現

期待される効果

- 3大学開校により、昼間人口が約2割増加(7,900人→9,100人)
- 中心拠点区域における空き家が約3割減少(216件→151件)

※効果は和歌山市資料から国土交通省が試算

山口県周南市:人口約14.5万人(H27) → 約12.0万人(H47)

発展

地域活力 ↓

生活不安 ↑

持続可能性 ↓

- ・ 戦災復興土地区画整理事業等による市街地の整備
- ・ 山陽新幹線、山陽自動車道等の交通網の整備
- ・ 臨海部に石油化学コンビナートを中心とした工業の集積

- ・ コンパクトな市街地を比較的維持しているものの、低未利用地が増加
DID人口密度 S45:66.8人/ha ⇒ H27:39.1人/ha(工専除く)
- ・ 中心市街地の空洞化と賑わいの喪失
歩行者等通行量(平日3カ所) H5:約2万5千人 ⇒ H28:約8千人
- ・ 生産年齢人口・就業者数の減少(特に若年女性の社会減)
- ・ 車社会化と公共交通利用者の減少
徳山駅乗車人員数 H4:4,035千人 ⇒ H26:2,443千人
路線バスの利用者数 H4:4,446千人 ⇒ H26:1,149千人

市内2か所(市街化区域等の6.5%)に都市機能誘導区域を設定
※居住誘導区域はH30年度に設定



拠点性の強化と魅力の創出

- ・ 新幹線と山陽本線、岩徳線、路線バス、航路が結節する徳山駅周辺について、統一したコンセプトのもと、南北自由通路、橋上駅舎、賑わい交流施設、駅前広場を整備。
- ・ TSUTAYA等を運営するCCCが賑わい交流施設等の指定管理者となり、ブック&カフェと一体の民間活力導入図書館等を運営して、**民間のノウハウを活かしたサービスの向上と集客を図る。**
- ・ 老朽化してニーズに合わなくなった徳山動物園(博物館相当施設)を、新たな展示手法、環境学習等の導入により、継続的にリニューアルして機能を向上。

公共施設の統廃合

- ・ 市役所を中心市街地に維持して建て替え、分散していた7つの庁舎(本庁機能)を集約して統合。
- ・ 市民交流施設、飲食店を併設。
- **施設維持管理費を約3割(年間約4,000万円)削減**



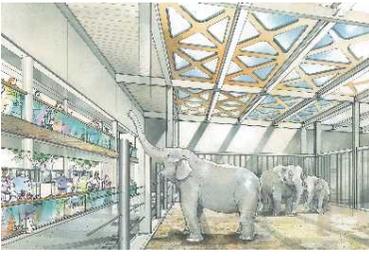
地域資源を活用した都市機能の誘導

- ・ コンビナート(櫛トクヤマ)が発電する安価で安定した電気を特定の施設(市役所、賑わい交流施設、民間事業所など)に供給して、都市機能を誘導。
- ・ 安価で安定した電気を強みとして、民間事業者を呼び込み、都市機能の立地を促進。
- **供給先の公共施設電気料金を約3割(年間約3,000万円)削減**
- **エネルギーの地産地消(市外の電力会社から電力の購入が不要)により、地域で約7,000万円が循環。**



空きビル等を活用した都市機能の誘導

- ・ 不足業種の店舗の立地、アメニティの向上を目的として、まちづくり会社が出資する民間事業者が、**市内に本店がある西京銀行と連携し、銀行から事業地の斡旋、銀行が設立したファンドの出資を受け、若い女性をターゲットにした複合商業施設を整備。**
- ・ まちづくり会社が徳山駅近くの空きビルをリノベーションして、**商業、交流等の都市機能を誘導。**
- ・ 空き店舗に**福祉機能(デイサービス)**が立地。

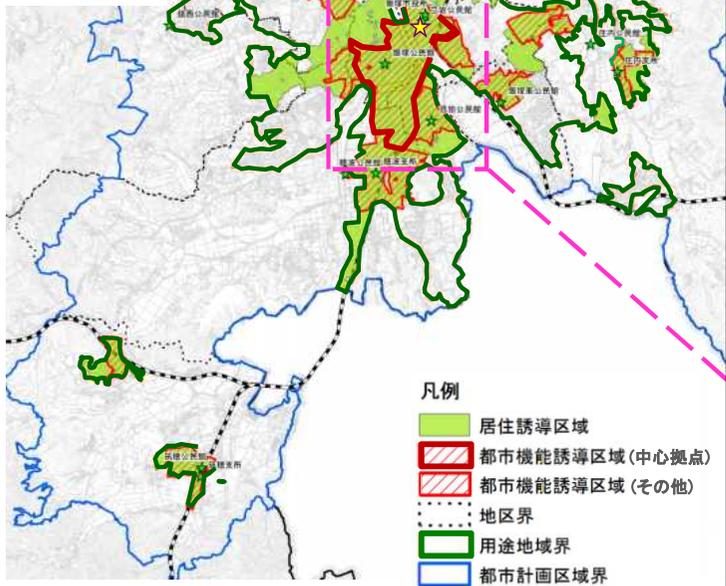


民間活力や地域資源を活用した多様な都市機能の誘導により、**年間約40万人の入込数増加見込み** 61

※入込数は、周南市資料から国土交通省が試算

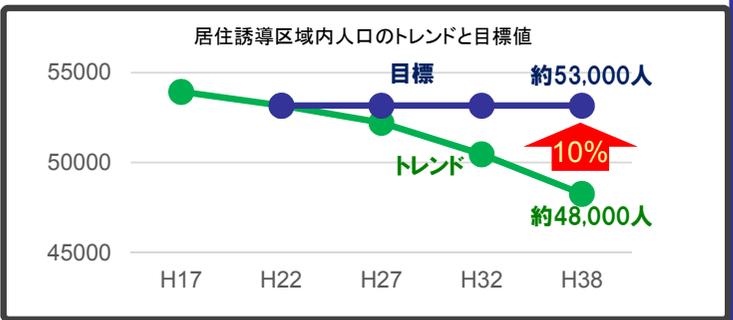
現行の用途地域の **51%** に居住誘導区域を限定し、人口減少トレンドの中、密度を確保

都市機能誘導区域を複数設定。地域の実態にあわせ、誘導施設を設定し、必要な生活サービス施設等を確保。



10年間、居住誘導区域内の人口を維持し、

推計値から、**約10%** の人口増を実現



まちなかでの先行的な取組の効果を全市的に波及

まちなか 居住の推進

まちなかの福祉サービス向上による居住の推進

○まちなかの住宅供給
再開発(パスターミナル等)や区画整理(子育てプラザ等)などにより、151戸の住宅を誘致

都市機能誘導区域(中心拠点)
拠点病院、大規模な集客施設等を誘導



まちなかの賑わい創出



○飯塚本町東地区
商業機能、子育て拠点等導入



医療・福祉の拠点づくり
医師会の協力により実現
○医療施設・学校のまちなか移転
・急患センター
・看護学校、訪問看護ステーション
地域包括ケアの拠点

福祉サービスの生産性向上
■訪問系福祉事業者及び居住者をまちなか誘導し、福祉サービスの生産性を、
約13% 向上
居住誘導区域内の高齢者人口密度が、区域外の約10倍となることから、訪問時の移動時間の短縮分を試算 ※①

健康寿命の延伸
福岡大学スポーツ科学部との連携
○ウォーキングコース整備
○ジム整備、健康教室の開催による歩行量増
ウォーキングイベントの参加人口の拡大
1,000人(H25) → 3,000人(H30) ※いづか健康都市基本計画

○撤退したデパートをコミュニティ機能の拠点として建替。運動施設や障害児福祉機能導入(健幸プラザ)
(株)まちづくり飯塚が事業実施(100%民間出資のまちづくり会社) ※事業費約7億円

歩行量増加による医療費の削減
■まちなかから、全市的に歩行量の増加を波及させ、
約8.4億円 の医療費を削減
40歳~74歳の3割が一日当たり2,000歩増を想定医療費削減効果から試算 ※②

まちなかの空き店舗の解消
■まちなか居住の促進や、多様な集客施設の集積により、空き店舗を解消
本町商店街空き店舗の推移
解消
24 (H23) → 12 (H27)
空き店舗の減少トレンドをさらに継続
※①② 国土交通省試算

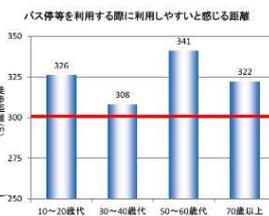
民間バス会社の経営危機を契機に、持続可能な公共交通の実現に向けて、官民一体で推進
○路線バス利用者は、昭和50年と比べて約3割まで減少 ⇒ 都市のコンパクト化と連携してバス等の公共交通網の再構築を図る

都市のコンパクト化

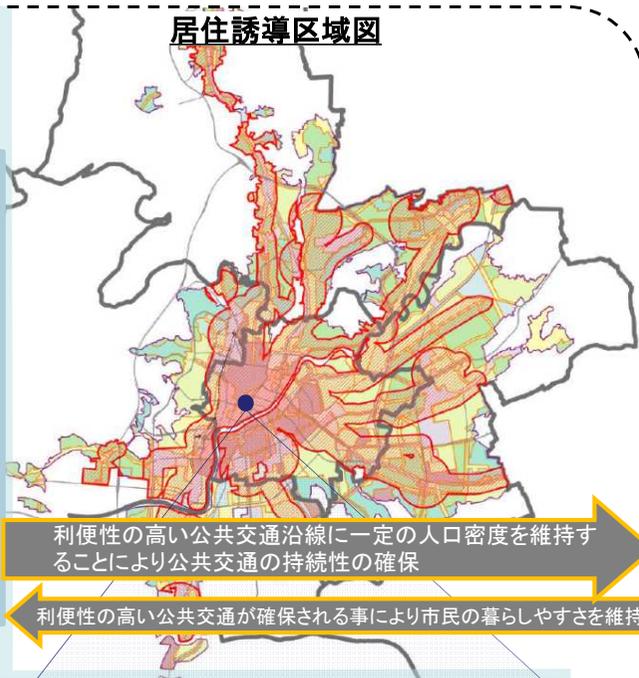
居住

○ 利便性の高い公共交通沿線や市内の拠点周辺に居住を誘導

○ 市民アンケートから算出した「バス停等を利用しやすい距離」を基に、居住誘導区域を設定



- 居住誘導区域を市街化区域の54.7%に集約
- 公共交通の利用を念頭に置き、市民ニーズを反映させた区域設定



利便性の高い公共交通沿線に一定の人口密度を維持することにより公共交通の持続性の確保

利便性の高い公共交通が確保される事により市民の暮らしやすさを維持

中心市街地

○ 民間が主体となった再開発事業により、
・中心市街地のバスターミナルを再生
・バスターミナルと一体的に商業、住居、多目的ホール(市所有)等の複合施設を整備

防災機能も併せて整備し、災害時の拠点の役割も担う

- 年間利用者数:2,500万人を想定
- 道路の廃止により生み出した区域等をオープンスペースとして整備 ⇒ 周辺への波及効果を期待

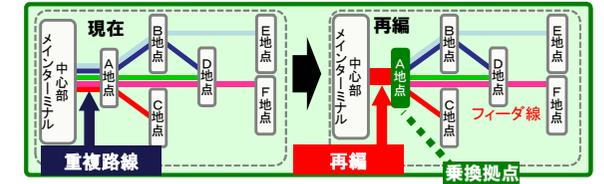


バスターミナル(メインターミナル)

交通

○ 中心市街地と地域拠点を結ぶ8方面について、各方面の特徴に応じて、骨格となる基幹軸を形成

○ バス路線での幹線と支線の位置付けを明確にし、幹線では重複路線を再編して効率化



○ バス専用(優先)レーン、公共車両優先システムの導入拡大、運行ダイヤの平準化等、公共交通の利便性を向上



○ 民間の既存ストックも活用した乗換拠点の整備

- 【目標:H37年度】公共交通利用者数をトレンド値より約220万人*1増加 (バス利用者数は約120万人*1増加)

利便性の向上により公共交通を利用して中心市街地へ向かう住民が増加

中心市街地のバスターミナル等の整備や魅力の向上により、公共交通を利用して中心市街地へ訪れる住民が増加

期待される効果

- 公共交通沿線への居住誘導による増収効果:年間約2.3億円*2。さらに、バス運行の効率化により、乗車率の向上、経営の改善を期待
- 中心市街地への移動利便性の向上により、中心市街地の消費額を増加

*1: 熊本市資料を基に、国土交通省試算 *2: 一定の仮定条件のもとで、熊本市試算